

平成20年11月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録

平成20年12月11日～12日

場 所 第2委員会室

平成20年12月11日（木曜日）

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 宮崎県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第3号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例
- 議案第7号 宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第32号 当せん金付証票の発売について
- 議案第36号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 請願第4号 高鍋土木事務所存続に関する請願
- 請願第6号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済を保険業法の適用除外へと求める請願
- 請願第7号 串間土木事務所存続に関する請願
- 請願第12号 たばこ税増税反対についての請願
- 報告事項

- ・平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について（別紙2）
- 県民政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・指定管理者候補者の選定結果について
 - ・平成21年3月30日付け及び4月1日付けの市町村への権限移譲について
 - ・自動車税及び自動車取得税の身体障がい者等減免について

出席委員（9人）

委員 長	外山 衛
副委員 長	新見 昌安
委員	米良 政美
委員	中村 幸一
委員	黒木 覚市
委員	中野 一則
委員	中野 廣明
委員	鳥飼 謙二
委員	井上 紀代子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県民政策部

県民政策部長	丸山 文民
県民政策部次長 （政策担当）	渡邊 亮一
県民政策部次長 （県民生活担当）	宮田 廣志
部参事兼総合政策課長	土持 正弘
部参事兼秘書広報課長	緒方 哲
統計調査課長	橋本 江里子
総合交通課長	渋谷 弘二
生活・協働・男女参画課長	高原 みゆき

文化文教・国際課長	福村英明
人権同和対策課長	酒井勇
情報政策課長	渡邊靖之
中山間・地域対策室長	後沢彰宏
広報企画監	亀田博昭
交通・地域安全対策監	黒木典明

総務部

総務部長	山下健次
総務部次長 (総務・職員担当)	吉瀬和明
総務部次長 (財務・市町村担当)	稲用博美
危機管理局長	後藤厚一
部参事兼総務課長	馬原日出人
部参事兼人事課長	岡村巖
行政経営課長	加藤裕彦
財政課長	西野博之
税務課長	後藤文雄
市町村課長	四本孝
市町村合併支援室長	坂本義弘
総務事務センター課長	柄本寛
危機管理課長	武田久雄
消防保安課長	川野直記

事務局職員出席者

総務課主幹	黒田渉
議事課主査	湯地正仁

○外山委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○外山委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○丸山県民政策部長 それでは、議案の説明をさせていただきます。

県民政策部から提出している議案は、議案第6号外4件であります。

まず、議案第6号「宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例」であります。

平成20年度11月定例県議会提出議案第6号のインデックスのところ、29ページをお願いします。これは、高千穂鉄道株式会社の清算に当たりまして、同社の鉄道資産の寄附を受けることとなる高千穂線沿線の自治体が、不要な施設を撤去するための財源を安定的に確保できるよう、県及び沿線自治体が共同で資金を積み立てる基金を創設するための条例の制定であります。

次に、議案第7号のインデックス、31ページをごらんいただきたいと思います。「宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例」であります。

これは、特定非営利活動促進法の改正に伴いまして、特定非営利活動法人の社員総会における議案に対する意思表示の手段としまして、これまでの書面または代理人による方法に加えまして、メールなどの電磁的方法が可能となりましたため、その具体的な内容を条例に規定する

ものであります。

続きまして、議案第9号、35ページをお開きください。「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」であります。

これは、地方自治法の規定に基づきまして、知事の権限に属する事務を市町村に移譲するための条例改正であります。当該条例を初めとする権限移譲事務につきましては、総務部行政経営課で所管しておりますけれども、各課で所管する具体的な事務の移譲に係る審議につきましては、各委員会に分割付託をされておりますので、今回、国土利用計画法及び特定非営利活動促進法に規定する事務について権限移譲するものであります。

次に、議案第14号、67ページをごらんください。「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

当部で所管しております宮崎県男女共同参画センターにつきましては、現在、指定管理者による管理運営を行っておりますけれども、平成20年度、今年度をもって第1期の指定期間が終了いたしますことから、平成21年度以降の指定管理者を指定するための手続を現在まで進めてきたところであります。このたび、指定管理者候補選定委員会による選定を終えまして、候補者を決定いたしましたことから、指定管理者の指定について議会にお諮りするものであります。また、指定に伴いまして、債務負担行為の追加が生じますことから、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算」をあわせてお願いしているところであります。

以上の議案の詳細については、担当課長から説明をさせます。

それから、その他の報告事項として、資料はございませんけれども、1件報告をさせていた

できます。

新聞やテレビ等でも連日報道されておりますけれども、日本全国で経済あるいは雇用情勢は予断を許さない状態でありまして、本県経済を取り巻く状況も大変厳しさを増しているところであります。今般の県議会の本会議における各議員の皆様方の質問にも、経済や雇用の情勢の深刻さに関連したものがたくさんございました。このような状況を受けまして、一部報道にもございましたけれども、知事から、県民生活安定のための経済・雇用対策に全庁的に対応するよう指示があったところであります。このため、庁内推進組織の年内設置を含め、県として可能な限りの手だてを検討しているところでありますので、委員の皆様を初め、議会の皆様方にも、後日、改めて報告をさせていただきたいと考えております。

私からの説明は以上であります。

○**渋谷総合交通課長** それでは、平成20年度11月定例県議会提出議案の議案第6号のインデックスのところ、29ページをお開きいただきたいと思います。議案第6号「宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例」であります。

説明につきましては、常任委員会資料によりさせていただきたいと思っておりますので、委員会資料の1ページをごらんください。11月4日の閉会中の常任委員会で御報告いたしましたけれども、県と沿線自治体では、高千穂鉄道株式会社、いわゆるTRの円滑な会社清算を図るため、その資産の取り扱いについて協議を重ねてまいりました。その結果、TRの鉄道資産は、基本的に各沿線自治体が寄附を受けること、寄附を受けた自治体において不要な施設の撤去を行う場合は、その費用を県と沿線自治体が共同で負担すること、そして、そのための仕組みとして、

県に新たに基金を設置することを確認したところでございます。本件議案につきましては、こうした経緯で御提案をさせていただくものであります。

それでは、まず、1の設置目的であります。記載のとおり、本基金は、高千穂線沿線の1市2町がTRから寄附を受けた施設を撤去する費用に充てるため設置するものであります。

次に、2の基金の概要についてであります。まず、条例案第2条関係の基金への積み立てについてですが、本基金は、県及び沿線自治体が拠出する資金をもって積み立てることとしておりまして、その資金ですが、1つは①にありますように、TRへの経営支援等を目的に県や沿線自治体等で積み立てました高千穂町管理のいわゆる経営安定基金の廃止時の残額を、高千穂町から本基金に拠出することとしております。もう一つは②のとおり、県と沿線自治体が協議して定める積立計画に沿いまして、括弧内の拠出割合に応じ、各自治体から新たに拠出する資金であります。なお、この拠出割合は、現行の経営安定基金のものと同一割合になっております。次に、(2)第6条関係の基金の処分についてであります。本基金は、沿線自治体が行う不要施設の撤去に要する費用への補助の財源に充てる場合に処分できるとしてあります。ただし、米印で記載しておりますが、不要施設の撤去は、県と沿線自治体が協議して定める撤去計画に沿って中長期的に行い、財政負担の平準化を図ることとしております。

次に、3の条例の構成ですけれども、これは記載のとおりで、説明は省略させていただきます。

次に、4の施行期日ですけれども、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規

則で定める日としております。具体的には、高千穂駅と槇峰駅間の鉄道事業の廃止が確定いたします、ことし12月28日を予定しております。

最後にその他といたしまして、1点目は、基金の計画的な運営管理を図るため、県及び沿線自治体の関係者で今年度中に協議会を設置する予定にしていること、それから2点目は、経営安定基金の廃止時の残額を本基金に移管するための補正予算案を2月定例県議会に上程する予定にしております。

なお、この基金による不要施設の撤去費用の負担の仕組みを右側に図式化しておりますけれども、参考にしていただければと思います。

それから、この基金条例に関する補足説明を若干させていただこうと思ひまして、お手元に補足説明資料、「高千穂鉄道施設整理基金条例」についてというのがございます。それをごらんいただきたいと思ひます。まず、1の基金の種類ですけれども、基金には2種類ございます。今回の本基金につきましては、①の財産を維持し、または資金を積み立てるための基金に当たるものでして、積立額については、通常、条例では予算で定める額としているものが多ございます。また、このほかに②の定額の資金を運用するための基金がございますけれども、多くの場合が積立額をあらかじめ条例に明記しております。

次に、本基金で目標額を定めていない理由についてであります。沿線自治体では、不要施設の撤去に伴い、多額の財政負担が一度に生じないよう、まずは施設の有効活用に努めることとしております。現在、沿線自治体、延岡市、高千穂町、日之影町におきましては、それぞれ庁内に検討委員会であるとか、高千穂町と日之影町においては議会で特別委員会を設けてという

ような形で既に有効活用に向けた検討が進んでいるところがございます。そのような中で、有効活用策の定まっていない現時点におきましては、撤去すべき施設を特定できません。したがって、撤去費用を見積もることが困難である、そのようなことによるものであります。なお、県及び沿線自治体で協議して定める施設ごとの撤去計画に基づきまして、必要額を毎年確認しながら積み立てることで、不要施設の撤去を円滑かつ効率的に行うことができると考えております。

次に、3の今議会で基金を設置する必要性についてであります。TRの円滑な清算を図るため、TRの鉄道資産は利用価値の低い施設も含めて、一たん沿線自治体が寄附を受けることとなっておりますが、このことに伴い、県と沿線自治体間でこれまでずっと協議を続けてまいりましたけれども、その合意事項といたしまして、1つには、将来の不要施設の撤去費用については県と沿線自治体が共同で負担すること、これは先ほど説明いたしました。2つ目には、そのための仕組みとなる基金の設置は、TRから沿線自治体への鉄道資産の寄附がなされる時期、具体的には全線の鉄道事業の廃止が確定する本年12月28日でございますが、これに合わせて行うことを確認しているところございまして、今議会に条例を提案させていただいたものであります。

最後に、基金の当面の財源についてであります。TRの経営支援等を目的に高千穂町に設置している現行の経営安定基金の廃止時の残額、1億2,000万円弱の見込みでございますけれども、これを来年3月末に今回設置しようとしている新基金に移しまして、当面必要な財源として確保する予定としております。なお、県も沿

線自治体と連携いたしまして、施設の有効活用策を最大限に講じまして、県や沿線自治体の財政負担を極力抑えることとしているところでございます。できる限りこの経営安定基金の範囲内で、新たな積み立てをしなくて済むようにしたいというふうに考えております。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○高原生活・協働・男女参画課長 議案第7号
「宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

議案書は31ページから32ページであります。お手元の常任委員会資料により御説明いたします。3ページをお開きください。1の改正の理由でございますが、特定非営利活動促進法、いわゆるNPO法の改正に伴いまして、特定非営利活動法人の社員総会における議案に対する表決の方法として、新たに電磁的方法による表決が追加されたことから、その具体的な内容を定めるため、宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正するものでございます。

2の改正内容につきましては、図で示しておりますが、改正前のNPO法では、社員総会での社員の表決方法としては、書面による表決、代理人による表決だけでしたが、改正NPO法では、電磁的方法による表決が新たに加えられました。これに伴いまして、電磁的方法の具体的な内容を条例で定める必要が生じたので、Eメール、インターネット専用ウェブを使用する方法、フロッピーディスク、CD、DVD等を交付する方法を条例第2条の2に規定するものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日としております。

なお、新旧対照表につきましては、次の4ペー

ジに記載しております。

宮崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例につきましては、以上でございます。

○後沢中山間・地域対策室長 議案第9号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち、国土利用計画法に係る部分について御説明いたします。

常任委員会資料に従って説明させていただきます。5ページをお開きください。まず、改正理由でございますけれども、国土利用計画法に基づく遊休土地に関する事務につきまして、これまで日南市に対して移譲を行ったところでございますけれども、今回、新たに、えびの市から移譲の希望があったため、同市に移譲するために所要の改正を行うものでございます。

次に、移譲する事務の内容でございますが、2に記載してありますように、遊休土地である旨の通知など、国土利用計画法に基づく遊休土地に関する8つの事務を一括して移譲いたします。

遊休土地制度の概要について御説明いたしますので、資料の6ページをごらんください。まず、遊休土地制度に先立ちまして、国土利用計画法に基づく届出制度がございます。これは、一定面積以上の土地取引を行った場合には、土地の取得者は、国土利用計画法に基づき県知事への届け出が必要であるという制度でございます。今回移譲する遊休土地制度は、下のフロー図の流れになりますけれども、今ほど御説明した届け出された土地のうち、取得後2年以上が経過したものについて現地調査を実施いたしまして、その土地が住宅や事業の用などに供されていない場合等であって、その土地を含む周辺の地域における計画的な土地利用の増進を図る

ために、有効かつ適切な土地利用を特に促進する必要がある場合に、遊休土地として認定する制度でございます。この制度で言う遊休土地というのは、今ほど御説明した要件を満たす土地を指すものでございまして、一般的に言う空き地ですとか未利用地といったもの全体を指すものではございません。遊休土地を認定した場合には、遊休土地である旨の通知などを必要に応じて行うこととなります。

資料の5ページに戻っていただきまして、施行期日は、4に記載してございますとおり、平成21年4月1日を予定してございます。

なお、今回の移譲事務に係る条例の新旧対照表につきましては、資料の7ページにつけてございますので、後ほどごらんいただければと思います。

説明は以上でございます。

○高原生活・協働・男女参画課長 同じく、「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について、NPO法関係について御説明いたします。

お手元の資料の9ページをお開きください。1の改正の理由でございますが、NPO法に基づく知事の権限に属する事務の一部について、住民の利便性の向上等の観点から、小林市から権限移譲の希望がございましたので、宮崎における事務処理特例に関する条例に係る規定の追加を行うものでございます。

2の移譲する事務の内容でございますが、NPO法人の設立認証、公告、縦覧等の法人設立に関する7つの事務、定款や役員変更、事業報告等の法人の管理に関する8つの事務、法人の解散及び合併に関する6つの事務、報告の徴収、改善命令等の法人の監督に関する9つの事務、合計30の事務について移譲することとしており

ます。

3の移譲市町村につきましては、小林市に移譲するものであります。平成19年4月の宮崎市、都城市、平成20年4月の延岡市、日南市に続いて、本県では5番目の権限移譲市となります。

4の施行期日でございますが、平成21年4月1日を予定しております。

なお、新旧対照表につきましては、次の10ページから12ページに記載しておりますので、ごらんください。

続きまして、議案第1号と第14号「公の施設の指定管理者の指定」について御説明いたします。

議案書は6ページと67ページでございますが、常任委員会資料の13ページをお開きください。男女共同参画センターにつきましては、平成20年度をもちまして第1期の指定期間が終了いたしますことから、平成21年度以降の指定管理者を選定するための手続を行ってきております。先般、指定管理者候補者選定委員会による選定を終え、候補者を決定いたしましたので、指定管理者を指定することについて議決をお願いするものでございます。

1の指定管理者候補者でございますが、候補者は、特定非営利活動法人宮崎男女共同参画推進機構で、代表者は戸島信一氏、法人の所在地は宮崎市宮田町3番46号でございます。

2の指定期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間でございます。

3の指定管理者候補者の選定でございますが、(1)公募の状況です。募集期間は、平成20年7月10日から9月10日までの2カ月間で、7月25日に実施しました現地説明会には2つの団体の参加がございましたが、応募した団体は特定非営利活動法人宮崎男女共同参画推進機構の1団

体でありました。

(2)の指定管理者候補者の選定についてです。1次審査として、資格要件の適否について書類審査を行いまして、適切と認められましたことから、2次審査の指定管理者候補者選定委員会において、プレゼンテーション、ヒアリングを実施し、候補者として適当かどうかの審査を行ったところであります。なお、指定管理者候補者選定委員会の委員は、②の表に記載しております5名でございます。14ページをごらんください。審査に当たりましては、③に記載しております選定基準、審査項目、配点に基づき、各委員が採点を行いました。

(3)の審査結果でございますが、各委員がそれぞれ100点を持ち点として採点を行いまして、応募者の得点は500点満点中399点でございます。選定理由といたしましては、宮崎県男女共同参画推進条例やみやざき男女共同参画プランの内容を踏まえ、男女共同参画社会づくりの重要性や、センターの役割を十分理解した上で、下の表に書いてございますものを初め、県民サービスの向上につながる適切な内容の事業計画が提案されていること、また、これまでの実績や事業計画書の内容等から、経済的、効率的かつ効果的に事業を実施し、適切な施設等の管理能力を有していると認められることから、候補者として選定されました。

4の指定管理料でございますが、年額2,620万円、3年間で7,860万円であります。今回の募集に当たり、県が提示した基準価格は、参考のところに記載しております年額2,623万6,000円でしたが、応募者から3万6,000円減額する提案が出されましたので、提案のあった額を指定管理料としております。

なお、今回の指定に伴いまして、債務行為の

追加が生じますことから、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算」もあわせてお願いしております。

私からの説明は以上でございます。

○外山委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案について質疑がございますならば、お願いいたします。

○鳥飼委員 まず、高千穂線鉄道基金のことからお尋ねいたします。基金の額についてはいろいろ御説明ございましたけれども、私は直ちに首肯できるものではありませんが、それは置いておきましてお尋ねしますが、県で今、実施をしている類似の基金について御説明をいただければと思います。

○渋谷総合交通課長 今回の基金は、先ほど御説明いたしましたとおり、財産を維持し、また資金を積み立てるための基金ということでございまして、積み立て取り崩し型基金の中には、例といたしまして、例えば県21世紀づくり基金、県有施設整備維持基金等がございます。その基金条例における積立金の規定につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、予算で定める額ということで規定されております。以上でございます。

○鳥飼委員 いろいろ図式で説明をいただいたんですけれども、撤去計画、基金を積み立てて、当面、1億2,000万円でやられるということなんですけれども、撤去対象となる箇所数とか件数とか、それを御説明いただきたいと思います。鉄橋とか駅舎とかいろいろあるだろうと思えますけれども。

○渋谷総合交通課長 御案内のとおり、将来、撤去しようとする場合に考えられるのは、一番は橋梁であろうと思います。それから、榎峰—高千穂間はまだ廃止が確定しておりませんから、

線路、まくら木等、それから駅舎が若干ございます。先ほど言いましたとおり、とにかく有効活用ということを図って撤去費用の圧縮に努力をします。できるものであれば、この1億2,000万円の範囲内で行きたいと思っておりますが、有効活用をどう図っていくのかということにその箇所数とかいうものが大きくかかわってくるものですから、今のところ、箇所数であるとかいったものについては把握をしていないというのが現状でございます。以上でございます。

○鳥飼委員 橋だったら、そこを整備して遊歩道にするとかいろいろ手法を考えられると思うんですけれども、撤去計画をいつまでに定めるのか。これをどうしよう、ああしようといって何年たつかわからないということではまた困るわけですから、おおよそのめどというものがあるのかどうか、お示してください。

○渋谷総合交通課長 この基金を設置しまして、年が明けて早いうちに、年度内に県と沿線自治体間で協議会をつくりたいと思っております。基金の適正な運営というか、円滑な運営というか、そういったことを目指して協議会をつくるんですけれども、撤去計画の作成時期であるとか、作成期間であるとか、そういったものについては、県と沿線自治体、特に有効活用を図る主体である沿線自治体がどう取り組むのかということに大きくかかわってくることでございますので、協議会の中でしっかり基本的なところを押さえて、そして取り組んでいくということを考えております。したがって、現時点で撤去期間をどうするのかとかいったことについては、申し上げられないということでございます。以上でございます。

○鳥飼委員 要望しておきますけれども、基金の額も定かではない、撤去期間も定かではない

ということですから、県として示されたほうがいいのではないかと思います。おおむね1年程度ですよとかというのを示されないと、ずるずるになってしまうという可能性もありますので、そこは要望としておきたいと思います。

続けて、Ⅱの議案第7号、NPO関係の電磁的処理をする関係で1つだけお尋ねしたいんですが、県内のNPO法人数というのはいかほどあるんでしょうか。

○高原生活・協働・男女参画課長 NPO法人につきましては、12月1日現在、262法人ございます。

○鳥飼委員 その中で、これが改正になったからということでは直に対応できるなり、それなりの対応をしながら二重処理をしているところとか、いろいろあるかと思うんですけれども、電磁的処理を行おうと予想されるNPO数というのは、今のところ、把握しておられれば教えていただきたいと思います。

○高原生活・協働・男女参画課長 この新しくできた制度というのは、一応、法律が定まって条例で定めたものでございまして、この方法を実際、使うかどうかについてはNPO法人が決定いたします。12月に公布がなされた後、それぞれの団体のほうから定款変更という手続を申請いただいて、それが認証されて初めてこの方法が使えるわけなんですけれども、現在のところ、どのぐらいの団体が申請してこられるかについては把握しておりません。

○鳥飼委員 わかりました。

次に、5ページの中山間・地域対策室の分なんですが、これは、事務処理の特例、遊休土地である旨の関係ということのようですが、日南市に移譲を20年度からということですから、まだ9カ月ぐらいなんですけれども、事務処理の

件数といいますか、実質的にどの程度行われているのかということ把握しておられれば教えてください。

○後沢中山間・地域対策室長 20年度についてはまだ年度途中ということでしっかり把握はしておらんですが、移譲前は県が直接やっていたんですが、日南市でどれぐらいやられていたかという話で御説明をいたしますと、立入検査について、平成19年度はゼロ件、18年度は1件、17年度は6件という数字でございます。

○鳥飼委員 把握されていないということですが、事務費はどんなふうになっていたんですか。

○後沢中山間・地域対策室長 事務費につきましては、市町村権限移譲交付金という形で、事務の処理に係る経費を交付するという形で対応してございます。

○鳥飼委員 県を経由してということでしょうか。直接ということですか。金額もあわせて教えてください。日南市です。

○後沢中山間・地域対策室長 県のほうで予算を計上しまして支給をしております。額につきましては、立入検査につきましては6,400円、その後の遊休土地である旨の通知、計画の届け出や助言に関する事務について3万1,910円、その後、勧告や報告の徴収をする場合に2万3,870円という額になってございます。

○鳥飼委員 日南市で今年度、説明はあったと思うんですけれども、予算化はどれぐらいしているんですか。

○後沢中山間・地域対策室長 この交付金の支給につきましては、当該年度の実績に基づきまして、次年度に交付するという形になっておりますので、日南市についてはことしから移譲でございますので、その実績を見きわめて予算化することになります。

○鳥飼委員 これの指導体制とといいますか、監査体制とといいますか、それはどんなふうになっていますか。

○後沢中山間・地域対策室長 まず、指導に関しましては、移譲に際しましては、当然、細かい手続面も含めて十分な引き継ぎをしてございませすし、移譲後も、事務処理に疑義が生じれば、問い合わせには応じるという形でやっておりますし、その後の実施についても、監査という形ではありませんけれども、適宜フォローしていくということで対応してまいりたいと思っております。

○鳥飼委員 移譲をしたわけですから、定期的にチェックとといいますか、指導とといいますか、助言とといいますか、それはやられたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。何か起きた後では遅いんじゃないかと思っておりますので、これは要望をしておきたいと思っております。

9ページのこれも事務処理の特例に関するものですが、これも同じように、事務処理の指導とといいますか、助言とといいますか、これはどういう形でやっておられるのか、お尋ねします。

○高原生活・協働・男女参画課長 これは、毎年、所轄庁、権限を移譲したところの市なんですけど、所轄庁の連絡会議というのを年に2回実施しております。あわせて、通常、各市と電話やメールによる日常的な意見交換を行っておりますし、また、合同相談会ということで、月に一度程度は各市のほうに一緒に行って相談を受けるということで、一緒に支援をしているという状況でございます。

○鳥飼委員 よろしくお願ひいたします。

最後の、公の施設についてでありますけれども、年額2,620万円で債務負担行為で計上されておられますが、前期は幾らだったんですか。1

年間でいいです。

○高原生活・協働・男女参画課長 第1期目は2,603万9,000円です。

○鳥飼委員 上がったということですね。

○高原生活・協働・男女参画課長 はい、上がりました。

○鳥飼委員 そうしますと、恐らく条件は変わっていないのかなと思うんですけども、職員の数なり、身分、労働条件、賃金を概略でいいですから、御説明いただければと思います。

○高原生活・協働・男女参画課長 職員の数については、第1期指定管理者と今回お願いしています候補者は同じ団体でございます。そして、職員体制といたしましては、所長、次長が1名ずつ、職員が3人、それと非常勤の相談員が6人という体制で、現在と来年度以降の分の提案に違いはございません。同じ体制で実施するというふうに出てきております。賃金につきましては、相談員さんにつきましては、普通の相談員さんが1日6,600円、主任相談員ということで1人、主任の位置づけの方がちょっと高くなりますが、1日7,500円という非常勤としての手当が出ます。それ以外のところでは、所長さんが20万円、次長さんが17万8,000円、職員が15万円程度ということで申請されております。基本的には今の状況と変わりませんが、来年度以降の提案としては、今まで通勤手当がなかったということで、通勤手当を、上限はあるんですが、支給したいということでの申請が出ております。

○鳥飼委員 ありがとうございます。通勤手当、大事ですからね。御配慮をいただいているようですから、感謝申し上げます。

最後に、建物の所有者は県だと思っておりますけれども、賃料はどんなになっているんですか。

○高原生活・協働・男女参画課長 この建物は

県庁9号館でございませう。その中には観光・コンベンション等も入っております、賃料というのはございませう。

○鳥飼委員 わかりました。

○中野一則委員 高千穂線鉄道施設整理基金のことでお尋ねいたしたいと思いますが、新しくつくるこの条例、これで積み立てる基金の管理というのは県がするわけですか。

○渋谷総合交通課長 県で行います。

○中野一則委員 この基金は、県及び沿線自治体が拠出する資金をもって積み立てるということで、いわゆる市町は3つでしたか、その拠出金もここに預かって管理するということですか。

○渋谷総合交通課長 沿線自治体は積立額を予算化いたしまして、それを県のほうに拠出して、県が基金に積み立てるといふような段取りになると思います。

○中野一則委員 今まで高千穂が管理している経営安定基金、廃止時の残額が1億2,000万円ぐらい出て、これは12月28日で定かになるということでしたが、その残額は今まで高千穂町が管理しておったんですか。

○渋谷総合交通課長 高千穂町において基金条例を同じような形で設置しております、高千穂町のほうで管理をしております。

○中野一則委員 1億2,000万円ぐらい残額が発生していますね。その残額というのは、実際は県、市町のどこが所有する残額になるわけですか。

○渋谷総合交通課長 同様に、これまで約20年ぐらい基金をつかって、高千穂鉄道の経営等について支援をしてきたわけですが、その財源につきましては、おおむね県と1市2町でこれまで拠出してきております。県につきま

しても、予算化いたしまして、高千穂町に対して拠出する、それを基金に積んでいくというような形でございませう。以上でございませう。

○中野一則委員 基金が終了すれば残が残るわけですが、それは一たん、県と1市2町に返すんですか。

○渋谷総合交通課長 基金を廃止した際に、高千穂町が管理しておるわけですがけれども、それを一たん、一般会計のほうに繰り出します。約1億2,000万円程度あると思うんですけれども、その1億2,000万円を今度は高千穂町がこの基金に対して、先ほど県と関係自治体が拠出する資金で積み立てると言っているんですけれども、このところの関係市町、要するに高千穂町が1億2,000万円を拠出する、それを受けて新しい基金の中に積むというふうなことになります。以上でございませう。

○中野一則委員 ということは、第2条の積み立てのところでの沿線自治体の拠出する資金、これは、高千穂町がその残額をこの基金に拠出したという形になるということですね。

○渋谷総合交通課長 そうでございませう。

○中野一則委員 そうすると、新しい基金では、高千穂だけがえらくたくさん拠出したという形に見えますね。

○渋谷総合交通課長 そもそも残額の1億2,000万円に関しては、先ほどもちょっと御説明いたしましたけれども、長年かかって、県と延岡市、高千穂町、日之影町が今回の拠出割合に応じて、それぞれ年次ごとに予算化して拠出してきたというものでございまして、今回、残念ながら廃止ということに伴って、この基金の目的が終了するものですから、先ほど申し上げましたような手続でもって新しい基金に積みさせていただくということではございませう。以上でございませう。

○中野一則委員 だから、積み立て基金は、県及び沿線自治体及び高千穂町地域交通体系整備基金でというふうにしたほうがいいような気がするけど、その残額は、この新しい基金の中にどういう形に入れるのか、条例を見ながら思ったんだけど。高千穂町が管理しているから、高千穂町がその残額の1億2,000万円を拠出するような形に見えますね。

○渋谷総合交通課長 予算的な流れからすると、基金自体が高千穂町にございます関係上、表面上は高千穂町が拠出をした形には見えますけれども、そもそもその資金についてどう積み立てたかということについては、先ほど御説明したとおりでございます。以上でございます。

○中野一則委員 新しい基金がすべて終了したときに、残額が残ったとしますね。それは全部県の一般会計に入れてもいいことになるんですか。

○渋谷総合交通課長 いずれ、撤去計画等をつくって、先ほども御指摘がありましたとおり、一定の期間の間に撤去を済ませていくと。将来的にはこの基金の目的というか、そういったことが達成されることになろうかと思えます。その際の残額をどう取り扱うかについては、その時点で、その残額をどう活用するのかということの兼ね合いがございますので、その処分の方法については、一たんは一般会計のほうにそれを繰り出さないといけないというふうには思います。以上でございます。

○中野一則委員 TRの所有している施設というのはどのくらいあるんですか。その施設のすべてを沿線自治体に寄附するんですか。

○渋谷総合交通課長 沿線自治体に寄附される資産というのは、大きく分けると、土地、橋梁、トンネル、駅舎でございます。土地が、1市2

町に寄附するもの、鉄道用地その他山林なんですけれども、これが約51万5,000平米、坪数でいくと約15万6,000坪。それから橋梁、これが、大小いろいろございますけれども、非常に短いものもございますが、約100カ所、トンネルが22カ所、こういったものでございます。以上でございます。

○中野一則委員 土地は山林だと言われましたけど、ずっと鉄道が敷いてある沿線の土地ですね。それは線路ということで、その中に入っているということで理解すればいいんですか。

○渋谷総合交通課長 そうです。鉄道の軌道用地、線路が乗っかっている用地、そういったものも含めてということでございます。

○中野一則委員 寄附しない施設というか、土地があるんですか。

○渋谷総合交通課長 もう一度お願いします。

○中野一則委員 TRが持っている財産、資産で沿線市町村に寄附しないものというのがあるんですか。

○渋谷総合交通課長 それはございません。

○中野一則委員 すべての資産、財産が沿線自治体に寄附されるということですね。

○渋谷総合交通課長 清算に係る事務で若干経費がかかりますから、そういった現金等については、これから一部費消されるのはございますけれども、最終的にそういったものも清算の段階で、清算終了とともにゼロになりますので、その他の資産については、すべて沿線市町に寄附されるということでございます。

○中野一則委員 では、不要になる撤去する施設、有効活用ができる施設、大体どのくらいの割合になるわけですか。

○渋谷総合交通課長 先ほども若干御説明いたしましたが、橋梁とか土地とか、そういったも

のが寄附されます。そのうち、有効活用を可能な限りしようと。そして、先ほど言った経営安定基金の1億2,000万円、これにできるだけ近づきたい、新たな費用が発生しないようにしたい、そういう形で撤去計画を立ててまいります。有効活用資産についてをこれからぎりぎり詰めていかないといけないわけでございまして、撤去する資産なのか、有効活用資産なのかということについては、まだ特定できないということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○外山委員長 沿線自治体の協議会が発足して、ある程度、一定の方向性が出ないと、それがつかめないということでしょう。

○渋谷総合交通課長 今、御指摘のとおりでございます。

○中野一則委員 私は、雲をつかむような話で物事が進んでいるというのがちょっと不可解なんです。だから、そういうものがあって、活用できるのがどのくらいあると大まかにわかってから物事を進めたほうが理解しやすいと思うんです。1億2,000万円の範囲内にできるだけ不要な施設の経費を入れたいという話でしたけれども。

それと、期間がまだ今のところ定かでないという話でしたが、有効活用をするつもりだったけれども、ずっとこの条例が続いておって、やっぱりこれは要らんと、やってみただけど、不要だったとすれば、その後にも発生しますね、いろんな不要なお金。だから、期限をある程度切るということと、ある程度見通しをつけるということをぴしゃっとしないと——例えば、私が心配するのは、高千穂のあの大きな鉄橋、この前もちょっと言ったと思うんですが、あれを壊すとすれば物すごいお金が要ると思うんです。

高千穂町が何かでか利用したい、有効活用しようと思うけれども、仮にするつもりで有効活用に入れました、ところが、その後、やっぱり不要なものだったとしますね、近い将来、あるいは遠い将来もあるかもしれませんが。そのときに要る経費というものは、今、鉄くずも安いし、物すごくかかると思うんです。だから、その辺がどうも心配というか、あいまいな気がするんです。

○丸山県民政策部長 お答えします。説明したとおりなんです、最大限、県、地元沿線市町の負担が少ない基金を設立するというのが基本であります。この基金の設置、負担割合については、20年間、TRが存続してきましたけれども、最初の出資の段階、経営安定基金の支出の段階から、協議調整してきておりますし、地元との信頼関係ができ上がっております。ですから、今回のTRの不要施設の撤去につきましても、こういう基金をつくりまして処理をさせていただきたいというのが基本であります。

それと、なぜ、今、基金設置なのかということでもありますけれども、TRは来年の3月末で清算をする必要がございます。そういう期限的なこともございますし、それと今、高千穂町にあります経営安定基金の残額の受け皿も必要であります。ですから、何としても今議会中で議決をいただいて、清算事務がスムーズに行くことを我々は期待しているところであります。

それともう一点、最後になりますけれども、有効活用をしたかったんだけど、これは要らない、あるいは逆に、不要だと思うけど、有効活用したいと、これは当然あると思います。それは、先ほど総合交通課長が申し上げましたように、地元と協議会を県がつくれますので、その中で協議調整しながらやっていくというこ

とになると思います。

もう一点は、当初説明しましたように、地元
の行政、議会、高千穂町と日之影町にはもう特
別委員会はできておりますけれども、ここで県
としては、活用検討委員会ができておりますの
で、有効活用策を御議論いただいて、なるだけ
早く結論を出していただいて、基金もできるだ
け早く処理ができるように、沿線市町に対する
期待もそうでありませぬけれども、我々県とし
ても、汗をかいて、できれば、なるだけ早いう
ちに不要施設の撤去を行いたいと思っておるこ
ろであります。以上であります。

○中野一則委員 例え、どこかの線路を処分
しますね。そのときに、鉄があるわけだから、
鉄の処分代が出ます。処分する経費から発生し
た果実というか、それを差し引いた残りが費用
ということで対処するんですか。

○渋谷総合交通課長 まさにそのとおりでござ
います。

○中野一則委員 その中には土地代も含んでい
るわけですね。

○渋谷総合交通課長 その土地を売った利益と
かということになれば、当然、それを差し引いて、
そして費用を見て、そのかかる費用分について
補助するということになると思うんです。以上
です。

○中野一則委員 土地というのはすぐには売れ
ないと思うんですが、沿線市町がその評価で引
き取るんでしょうか。

○渋谷総合交通課長 それぞれ一筆一筆の評価
ということについては、やっております。受け
るものについては、簿価はあるんですけれど
も、本来、その評価ということになれば実勢の
取引とかを参考にしないといけないんだらうと
思うんですけれども、実際売る段階とか、何か

それを処分する段階とかいったときに取引価格
とか、そういったものが決まっていくなだらう
というふうには思います。以上です。

○中野一則委員 2月議会では、1億2,000万円
が12月28日で確定するから、新しく県が積み立
てる基金は、初年度としては大体わかるわけ
ですか。

○渋谷総合交通課長 2月補正で予算を上げさ
せていただこうと思っておりますが、おおむね
今、1億2,000万円と言っています。高千穂町
のほうで予算の補正とか何とかということで締め
ますので、そこで額が確定すると思います。額
が確定したものを2月補正に上げて、その額を、
今回設置いただければこの基金に積むというこ
とでございます。

○中野一則委員 その残額を補正で積むという
ことですね。新たにというわけじゃないんです
ね。わかりました。

○中野廣明委員 確認ですけど、要は、この基
金というのは高千穂鉄道株式会社を清算するた
めの手段として基金をつくってやりますという
ことでいいんですか。

○渋谷総合交通課長 全くそうだとも言い切れ
ない。というのは、清算を円滑にするためとい
う目的はございます。ただ、本来であれば、T
R自身が処分をしていかないといけない資産で
ございます。撤去にしてもそうでございます。
御案内のとおり、TR自身は資産もない、1
億4,000万円からの累積赤字をずっと出してき
て、それを支援してきているわけですので。廃
止が確定したことによって、この資産をどうす
るのか。とにかく、TRをスムーズに清算して
いこうと。そうしたときに、いずれにしても、
残れば沿線市町でこの資産をどうするのかとい
うことにかかわってくるので、これまでどう取

り扱うのかということや、協議をしてきたということなんです。そんな中で、一たん、いずれにしても高千穂町と日之影町、延岡市で受け取りましょうと。受け取った段階でこの基金については、各市町が撤去するときの費用を補助するというような目的のための基金でございます。

○中野廣明委員　すると、現行の経営安定基金は高千穂鉄道株式会社とはどういう関係にあるのか。

○渋谷総合交通課長　これは、最初は国鉄からTRになるときに、国の転換交付金とかも一つ財源にしているんですけども、TRの経営を支援するというか、端的に言えば、赤字が出た場合については、それをこの基金から支援してあげるとか、車両を購入するときには、必要があれば支援してあげるとか、要はTRの経営に対する支援のための基金ということでございます。

○中野廣明委員　結局、今度は県主体の基金をつくりたいというわけでしょう。今度、県をつくる場合は、基金条例をつくるのはいいけど、これをした場合、出すときも一回一回議会にかけて、事務手続としてはどうですか。

○渋谷総合交通課長　県のほうで各市町に対して撤去費用を……。

○中野廣明委員　そんなことじゃない。いわゆる事務手続の場合。この基金から撤去する費用を出す場合、いわゆる基金として持っているけど、これから出すときは、一般会計に入れて一回出さんといかんでしょうが。

○渋谷総合交通課長　おっしゃるとおりです。

○中野廣明委員　要は、残っている金を資産処分のための基金ということであれば、現行の経営安定基金、そういう目的の使用というのはこ

の基金からはできんわけですか。これだったら議会にかけると必要もないわけ、問題も出てこないわけだから。何であえて複雑にして出さんといかんのか。

○渋谷総合交通課長　今ある経営安定基金、これは、先ほど言いましたとおり、高千穂鉄道に対する支援のための基金。今回、県で設置しようとしている基金は、延岡市と日之影町、高千穂町に対する支援ということです。要するに、延岡、高千穂、日之影が撤去しようとする費用、その財源に充てんがために県に設置するわけです。

○中野廣明委員　いずれにしても、現行の経営安定基金では足りませんという前提に立っておる。この経営安定基金の1億2,000万円も、とにかく県が今度つくる基金に入れ込む予定でしょう。恐らく、それからまた費用を今度は積み立てていきますと。TRの資産を処分するのに、一般的には会社が財産処分として、営業を停止して資産の整理すればいいわけですが、何も市町村が別途そこに絡んでいなくても。会社がないときに県とか今の市町が撤去費用を出していく、そういう方法もあるんです。要は、資産を処分するための方法論の問題もあるわけですが、金が足りない分をどうやって出すかというのに、ただ基金としての方法論でやりますという言い方になっているから、いろいろ混乱してくるわけでしょう。

○丸山県民政策部長　経営安定基金は高千穂鉄道の経営安定のための基金ということで、その残額をこっこの今、県が提案している基金に入れるということなんですけど、中野委員がおっしゃるのは、今のままで高千穂が持ってあって使えばいいじゃないかというような話だと思うんですが、今度は不要施設の撤去でありますから、

例えば、高千穂町が自分ところの不要施設を撤去するには、高千穂町にある基金から出すこととなりますので、これはちょっと適切じゃないのかなというのが一つ。それともう一つは、不要施設の撤去については、当然、施設の損耗度とか摩耗度とか、あるいはその費用、これに関する調整も協議会等でするんですけども、やっぱり市町間の利害関係というのが起こってくるんじゃないかと予想していますので、そうであれば、むしろ、そういう利害とは関係のない県において支出したほうが適当じゃないかと、そういう考えのもとで県で設置するというようにしたところでありませう。

○中野廣明委員 たまたま現行の経営安定基金は高千穂町の中に置いているというだけで、これの関係者というのは1市2町とか——この基金のもともとの性質はどうなんですか。別に高千穂町だけでなく、便宜的に高千穂町に置いているだけの話でしょう。

○丸山県民政策部長 便宜的にといいませうか、支出は当然、県と沿線市町がやっています、高千穂町に置いているということですよ。

○中野廣明委員 それだけの話ですわ。それを県に移すというだけの話です。要は方法論だけで、普通は清算会社等を置いてやればいい話で……。余計複雑になる。

○中野一則委員 ちょっと整理をさせていただきます。頭がごちゃごちゃになっていますが、財産はTRから1市2町に移るんですね。移った財産の不要なものを処分する。処分する権限というのは、その市の権限で処分するんでしょう。そして、今度は基金のほうは、今、高千穂町が管理している基金を、一たん高千穂町の一般会計に入れて、それを県のほうの歳入に移して、そしてそれを新しい基金に

2月に積み立てて、処分費用が出た場合に、県の一般会計から要った経費を支出する、そういう基金と財産の流れになるわけですね。その場合に、財産処分について県がかなり中に入り込むことができるんですか。

○渋谷総合交通課長 撤去費用とも絡むんですが、先ほど言いました、県と沿線自治体で協議会をつくりませう。そして、その撤去について計画的にやろうと。協議会の中で県と沿線自治体でそれぞれ協議をして、撤去計画をつくっていつて、何年度には何を、次の年度には何をというように具体的に決めてまいります。それに伴って積立計画で毎年度積み立てていくわけですけど、そういう撤去計画に基づいた形でそれぞれ市町なりが撤去をしていくということになります。以上でございます。

○中野一則委員 その撤去計画というのはいつできるんですか。

○渋谷総合交通課長 撤去計画については、まず、協議会において有効活用方策というのを取りまとめませう。そうした上で撤去計画を立ててまいりたい。もちろん、できるだけ速やかに協議会の中で協議し、決めてまいりたい。その際、御指摘があったとおり、やはりいつまでもずるずるというわけにはいかんだろうということですよ。ありますから、5年なのか10年なのか、そこはまたこちらからも沿線自治体と話しながら、しっかり決めていきたいというふうに思っております。

○中野一則委員 その期間をずるずるするといかんから、後で修正案は出せませうけれども、条例の中にうたい込んだほうがいいと思ひませう。

○渡邊県民政策部次長 さっきの撤去計画と有効活用策というのは裏腹なんですよ。有効活用策をはっきり定めながら、残ったものを撤去す

るということになりますので、我々としましては、できるだけ早く有効活用策を策定してほしい。総合交通の領域じゃなくて地域振興という立場から、我々としては、できるだけこれを有効活用するような形で、日之影町あるいは高千穂町と今、話をしています、これについてはできるだけ早く有効活用策を策定すると。そして、その上で残った分について撤去ということになるんだろうと思うんです。だから、やはり有効活用策を先に早くつくっていく。それをできるだけ急がないと、撤去計画もはっきりしない。我々はそういう認識がありまして、できるだけ早く、これについては今度は地域振興部門で乗り出して、関係町と今、議論を始めていますので、それを我々は徹底してやりたいということです。

それから、中野委員がおっしゃいましたように、経営安定基金は、目的が高千穂鉄道の支援ということをつくっていますので、いずれにしても基金をやり変えなきゃいけない。それを高千穂町に置くか県に置くかということなんです。先ほど部長も申し上げましたように、町といろいろ協議する中で、公平性を期するために県のほうに置いてほしいという要望があり、我々もそういうことで、公平、また客観的に撤去手法なり、撤去費、そういうものを見られる立場にありますので、県でつくるということにしました。手続的に煩雑ということよりも、そこは適正に処理していけば足りるのではないかなというふうに思っていますので、御理解のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○米良委員 これは、おっしゃるように、撤去に充てるための基金条例ですから、このまま条例制定せにゃいかんのかなという気がいたしますけれども、今、渡邊次長からもありましたけ

ど、ところどころ有効活用という言葉が出てくるんです。これは、まだ審議中の日之影—高千穂間を指しておっしゃるんだろうと思いますが、20年間の時代的な背景からいいますと、あの当時、賛否両論やりましたよ。私は最初から大反対でした。けれども、沿線自治体の首長さんが中心になって、ここの議会でも相当やりました。今さらこういうことを言っても始まりませんが、「乗って残そう高千穂線」ということでやりましたよ。だけど、車社会のあの時代においてだれが乗るんですかという議論もずっとしてきました。重い荷物としてずっと持ってきましたけれども、不幸にして災害でああいう形になりましたから、こういうことが出てきたんだろうと思いますが、次長、有効活用という言葉が私はどうも引っかかってならない。皆さんが高千穂鉄道会社とどういう協議をしているかわかりませんが、どこか脳裏の片隅に、沿線の皆さんたちとまた継続してやるのなんのということを考えておるんじゃないですか。それは後でいいです。そういう時代の背景を考えると、有効活用という一つの言葉、私はどうも引っかかっていかん。どうこれを有効に撤去するかということだろうと思いますが、そこ辺を一言、後で述べてください。

それから、今、中野一則委員も言いましたけれど、撤去計画というのが目の前にないと、今度は、これから3年、4年、10年かかるかもわかりません。いろんなことが出てきたときに、例えば山林が51万5,000平米と言いましたけど、あの沿線の軌道敷の財産をどのような形で処分するのか、どういう人たちが買い取るのか、宅地になるところもあるかもわかりませんが、水田にまた戻すようなところもあるかもわかりません。しかし、買い手がいなかったときはどうす

るのかとか、いろんなことが出てきたときに、またそういう基金条例なるものをつくらないかなのかなとか、ある程度、処分の期間というか、そういうものを定めておく必要も私はあるんじゃないかなということを感じます。

それからもう一つは、処分する場合のこれからの動向なんです、ただ単なる高千穂町と日之影町と延岡市だけでいいのか。県が処分委員会なりつくって、処分をしていくのか、そういうものが将来的に必要なのではないかなということ等も含めると、なかなか容易ならざる作業だなと思えて仕方ありません。しかし、やらなきゃなりません。前に進みませんから、条例制定をしないといけません、将来的にそういうことを考えますと、日之影—高千穂間がまた生きるような気がしてならん。そのための一つの前段のような作業として映って仕方がないんですけど、そこあたりをちょっと……。

○丸山県民政策部長 有効活用という言葉は何回も使いましたけれども、これは、高千穂から延岡までの50キロ全部を指した物言いでありませう。沿線市町におかれては、今、米良委員がおっしゃったように、例えば、宅地とか田んぼとか、あるいは遊歩道とかサイクリング道、ジョギング道ですか、そこらあたりを我々は念頭に置いて有効活用と。第一は、とにかく地域住民あるいは市民・町民の福祉の向上に使っていただく、これを我々は有効活用という認識で言葉を使わせていただいております。

それと、期限が長引くおそれがおるんじゃないかという話ですけども、これは先ほど、何回も申し上げましたとおり、沿線協議会の中で撤去計画あるいは積立計画をやっていきますので、それは県がリーダーシップを当然とってもいいんですけども、その中でびしっと計画

を定めて、ある程度の期限というか、そういうのを念頭に置いて、この協議会の中で議論を収めさせていくということが僕は必要ではないかなと思っています。当然、いたずらにこの基金を長く続けるような気持ちは我々は毛頭ございません。将来、先ほど議論の中で出ましたけれども、例えば、撤去すべきはずのものを有効活用したり、あるいは逆に、有効活用を考えたおったけれども、撤去したいという話も多分出てくるだろうと思います。余り多くはないと思いますけれども、そこらあたりも念頭に、できれば早いうちといいますか、なるだけ短い期間でこれを終了させたいと考えているところであります。

○米良委員 わかりました。

それで、拋出の割合が県が50でしょう。沿線自治体が50でしょう。50・50というのも理解できないことありませんが、50%拋出したというなら、50%責任がついて回るということはどうなんですか。そこあたりが将来的に不安材料として残る根拠的なものも感じないでもないんです。県が50%を拋出する。沿線自治体も50。半分は将来において責任がついて回る。そこ辺はどうですか。

○丸山県民政策部長 それは終わった後の責任ということでしょうか。

○米良委員 その間において。

○丸山県民政策部長 基金の存続期間ですね。当然、それは県も責任があると思います。半分出すわけですから。先ほどもちょっと触れましたけれども、協議会とかつくりますので、この中で県は県としての意見を申し上げていくというスタンスになると思います。そこらあたりで沿線市町と、例えば、「おたくたちは不要な施設の撤去をされますけれども、これはいけないん

じゃないですか。もうちょっと有効活用策はあるんじゃないですか」と、そういう話は当然、この協議会の中で県としてさせていただく、そういうつもりでおります。

○米良委員 一つは第2条と第6条がちょっと引っかかるんですが、「基金は、県及び沿線自治体が拠出する資金をもって積み立てる」、6条では「基金は、沿線自治体が行う不要施設の撤去に要する費用に対する補助の財源に充てる場合に限る」と。ここで県の責任というのがどこかに行っちゃっているような気がしてならんのですよ。そこ辺はどう理解しますか。

○渋谷総合交通課長 第6条は、実際、撤去をされたときの費用に充てるときにどうするのかと、要するに、やり方を規定していると。基金からそれぞれの市町に補助する、この基金はその財源に充てますよという意味でございます。

○米良委員 撤去する場合は、県はここにかかわり合わなくていいんですか、言葉は悪いんですけど。撤去する計画においては、沿線自治体だけでいいということの理解でいいんですか。

○渋谷総合交通課長 事務的な手続においては、費用そのものについて、基金を持っている県の役割としては、しっかり指導するというか、審査するというか、そういったことは当然やっていかなければならないというふうに思います。

○中野廣明委員 さっき、高千穂鉄道株式会社、来年の3月に廃止せんといかんとか、何かそういう発言があったけど、どういう意味で廃止せんといかんですか、根拠は。

○丸山県民政策部長 ことしの12月28日で鉄道事業の廃止が確定いたしますので、清算が必要になります。TRは鉄道事業を営むことができませんので、できるだけ早いうちにその清算事務を行うということで、その清算の終了と

ますか、12月28日は20年度ですから、20年度末までに行いたいということで……。

○中野廣明委員 聞きたいのは、鉄道事業の認可はなくなるけれども、TR会社を清算会社として置いて、例えば方法論として、後の資産を会社として利用するという事は法的にできないわけですか。

○丸山県民政策部長 質問を誤解しておりました。ことし中に取締役会をやって、そして、来年明けて1月早々に株主総会で会社の解散決議を行う予定にしています。その後は清算会社になるわけです。清算人を選定して3月末までに清算を結了する、そういうスケジュールを考えております。当然、清算会社はあります。

○中野廣明委員 会社として清算となれば、今ここに出てきている財産もいわゆる会社の資産のうちに入っているわけだから……。

○丸山県民政策部長 廃止が12月28日ですから、今、我々が考えている清算結了まで3カ月しかないわけです。ことしの12月28日に全線の廃止が確定しますので、そして来年の1月早々に株主総会を開いて、会社の解散決議をする予定にしております。ですから、その後は委員がおっしゃるように清算会社になるわけです。年度内に清算を結了するというスケジュールでありますので、あと3カ月しかないわけです、廃止が確定していますから。だから、その間にやらなきゃいかんということでこういう計画を今、立てているところです。

○中野廣明委員 私が聞きたいのは、そういうふうに役員会で決めたからそうなたただけの話で、要は、TRを廃止して、会社をなくしますけれども、今、これだけの財産が残っておって、これを処分せんといかん。処分する方法として、県は基金制度でやりますよという方法を出

したわけです。私としては、まだこの会社をそのまま清算会社として残して、まだ役員、株主もおるわけだから、その中で今言ったような金をそこに持ってきて——第三セクターが破綻をした場合は、改めてまた県に基金までつくって清算しますというのは聞いたことがないんだけど、そういう会社の中でみんな清算していくのが一般的なんです。だから、何でそういう方法論じゃなくて、この方法がベストかなというのがあって……。

○丸山県民政策部長 高千穂鉄道の資産には、御存じのように、車両もあるわけです。それと今申し上げました橋梁とかトンネルとかあります。車両については、もう廃棄したりしていますので、あとJRさんとの契約が残っている。これも年内にやりたいと考えています。それで終わりです。それと、資産の譲渡についても、年内には終わりたいと考えております。そして、一番頭にあるのは、清算事務をスムーズに進めるということで、できるだけ早く土地関係の処分も沿線自治体に契約して譲渡したいということでもあります。

○米良委員 ちょっと確認させてください。今回、条例を通して、来年の予算で拠出金がどれぐらいかとさっきありましたけれども、それは部長、今回1回限りという考え方なんですか。またぞろ、状況によって出資が出てくるという含みがあるんですか、そこ辺を確認させてください。

○渋谷総合交通課長 それは、今までの御説明してきたとおりなんですけれども、1億2,000万円、そして新たなものが出るということの可能性も一応含めておりますけれども、ただ、その可能性をできるだけ1億2,000万円以内に抑えたいと、そのための有効活用であるというふう

に考えております。

それからもう一つ、中野廣明委員からあった御質問なんですけれども、先ほど部長が御説明した分に事務的に補足させていただきます。清算関係をずっと維持するということについては、まずもって清算法人自体に全く資金がございませんから、その中で清算事務をやっていくことは、資金の枯渇でできません。そして、もう一つは、仮にTRのほうですべてやるとなると、当然、税法上の問題がかなり出てまいります。それから、そもそもJRからTRが資産を譲り受けているわけです。そのときのJRとTR間の協定の中で、資産を処分する際については処分制限がかかっておりまして、民間にはできない、要するに関係自治体というか、そういった以外にはできませんよという協定が入っております。そういった関係もございまして、12月28日に廃止が確定します。廃止が確定しなければそういう寄附もできません。廃止が確定して、そして清算法人になってしまうと、先ほど言う税の問題とかが出てきますから、解散決議までの間に寄附をしてしまうというようなことで今、進めているところでございます。以上でございます。

○米良委員 課長、確実に廃止になるわけですから、来年2月の予算で県の拠出金はどのくらいを考えていらっしゃるんですか。

○渋谷総合交通課長 新たな拠出金は考えておりません。

○米良委員 私はどうしてもその辺が信じられないんですけど、拠出は考えていなくていいんですか。

○渋谷総合交通課長 今、有効活用もできんから撤去だというふうに確定しているのは、それも調査しましたけれども、非常に少のうござい

ました。限られています。金額的にはほんの些少でございます。あくまで、有効活用、そして撤去計画、それに基づく積立計画ということ積み上げないと、それぞれ中長期的に幾らずつ抛出するのかがということが固まってこない。そういうものが固まった段階で年次ごとに積み立てていきますということを考えておりますので、2月補正では出てまいりません。

○米良委員 それが課長、不安ですよ。年次的にとまた出てきましたけど、これは確認しておきたいんですけど、わずか1億2,000万円しかないのに、財産処分をするにも、だれが買うもわからないような、そういう状況の中で、とてもじゃないが1億2,000万円で撤去ができるはずがないじゃないですか。年次的に抛出金を出していくということになったら、県は半分をいつも出していかにかんということになるわけでしょう。これが条例の根拠でしょう。だから、重荷を背負って遠き道を行かなきゃならんということになるじゃないですか。将来的に、さっき言ったように、5年も10年もかかって撤去していく、途中で財産が売れない、金はどこから出てくるのか。1億2,000万円でやれるかということ、そうじゃないわけでしょう。恐らくこれでは足らんと思いますよ。だから、そこ辺が一番心配になるんです。将来にわたって抛出金が出てくるということになってくる。

○丸山県民政策部長 そういう心配はあると思います。ただ、先ほども説明しておりますように、撤去計画に基づいて積立計画を立てるわけですけれども、沿線自治体と県が一緒になって協議会をつくりますので、その中で早くその撤去計画をつくっていくということが一番肝心になろうと思っています。ただ、沿線の市町におかれましても、寄附を受けた財産を地域の町民・

市民福祉の向上のために使わざるを得ないわけですから、できるだけ早く有効活用をしようということで沿線市町も考えていらっしゃると思います。ですから、先ほど来申し上げておりますように、県も当然、その協議会の中に入って、リーダーシップをとって、できるだけ早く不要施設を特定して撤去計画をつくっていただく、これが一番肝要だろうと考えております。

○中村委員 余り心配なさらないでいいんですよ。都城一志布志間が廃止になって、沿線自治体に渡したり、同じことなんです。議論も大事だけど、一回、見に来られたらいい。遊歩道、サイクリングロードにして、全部、有効活用しているんですよ。余り空論をやったって仕方がない。

○中野一則委員 部長は、施設の処分、寄附を年内を見ておられると言われませんでしたかね。それは12月中にという意味ですか。

○丸山県民政策部長 12月28日に廃止が確定しますので、その日を考えております。

○中野一則委員 要は、TRが持っている資産、施設を市町村に寄附をする。そうするとTRそのものの経営、いわゆる株主としての県の責任もあるはずだが、赤字をどれぐらい抱えておるとか、その財産目録というのを見らんと……。後はどうなるんですか。株の所有の問題やら、そっちのほうの整理は。

○渋谷総合交通課長 当然、清算に入っていけば、手続的に清算法人としての財産目録をつくって、その財産目録について、臨時株主総会の中で承認いただく必要がございます。その財産目録の中には、12月28日に寄附するわけですから、市町村に寄附する資産については上がってこないということでございます。

○鳥飼委員 いろいろ出て頭がこんがらがって

くるんで、確認だけ、ささいなことなんです、高千穂鉄道が財産処分をするわけですね。財務財産を処分したら、ほぼ清算会社としての機能も終わってしまうだろうと思うんですけど、問題は、知事の公約にもかかわってくるものだから、こういうことでいろいろともめているんだろうと思うんですけども、それは別の場で議論をするとしまして、財産を3市町に寄附をするわけですけど、例えば鉄道だったらどのような形になるんですか。高千穂町にかかわる分については高千穂町、高千穂町域を過ぎたら、こうと、どんな形になるんでしょうか。

○渋谷総合交通課長 各自治体の所管する区域内にある資産をそれぞれ寄附するというところでございます。

○鳥飼委員 その際、JRとの関連ですから、寄附に係る税とかは生じないんですね。

○渋谷総合交通課長 発生しません。

○鳥飼委員 先ほど、1億2,000万円で何とかかなりそうだというようなことで、私が最初に質問をしたときに、どれぐらいの箇所数がありますかと言ったら、調査をしていませんということでしたけれども、大体調査はされているのかなというふうな、やりとりの中でわかってきたような感じがするんですが、それはそれで置いておいて、有効活用という意見がいろいろ出てきたんですけども、あなたの町でやっぱりやるべきじゃないかと、有効活用しなさいというような議論に持っていかないように、市町の主体性を十分尊重して、要らないというところに押しつけない、そういうことも大事じゃないかなと思います。1億2,000万円という限られた財源だから、それ以上かかるんじゃないかなと私は予想するんですけども、そういう議論をしっかりとやっていただくということをお願いをした

と思います。そこは押しつけにならないようにですね。50%で県は大株主ですから、県の責任も物すごく大きいわけですね。幕引きを今、図ろうとしているわけですから、それは関係する市町の納得と理解というんですか、そこを十分押さえていただきたいと思いますので、これは要望しておきたいと思います。

○外山委員長 これは、いわゆる最初から撤去ありきじゃないかと思ったりいいんですね。全線を清算会社の流れでもって撤去を考えたら莫大な費用がかかりますよ。ですから、撤去しないでいい方向を模索して、最終的にどうしても使えないものは撤去するという、そうでしょう。

○米良委員 寄附を受けたものを撤去に要する費用に充てるということだから、我々は確認しているんです。撤去は撤去ですよ。将来的には、またぞろ起こりかねない懸念がある。それを確認しています。

○中村委員 一回、都城一志布志間に連れて行ってもらったら。

○米良委員 都城市あたりと環境が違うんだから。

○中村委員 まだ難しい問題がJRとの間でいろいろあったわけだから、順調に有効活用してもらえばいいわけです。基金の問題もいろいろあるけど。

○米良委員 有効活用ができないんですよ、あそこは。

○黒木委員 このことについては大体わかってきましたが、高千穂町のほうで存続という形で寄附を随分集めていましたね。民間からとか、いろんなところから寄附を何千万か集めましたね。これはそのまま残っているんですか。後、何か使う方法を考えているんでしょうか。存続運動をやりながら寄附を集めた、ことしの何月

までだったですか、ありましたね。それはどうなっているのでしょうか。

○**渋谷総合交通課長** 存続を目的にして新しい会社ことができましたね。高千穂あまてらす鉄道、そういったところが出資を募ったりとか、寄附を募ったりとかいう形でやられているようですが、現在は実質的には余り会社としての機能を果たしていらっしゃるようでございますけれども、その集められたお金がどう使われたかについては、見ていないところでございます。

○**黒木委員** せっかく出資をされた方々は、存続のためにと一生懸命寄附もされたと思うし、それがあやふやにというのは非常に心配なんです。集めた金がどういうふうに関後使われるのかというのは、我々も関心のあるといたしますか、心配しているものですから、うまくそこあたりが、清算じゃなくて、何かに活用されるのか、そういった感じですかね。

○**渋谷総合交通課長** 高千穂町においては、先ほど言いましたが、有効活用に向けた検討委員会を実施されておりますが、その中で高千穂あまてらす鉄道がまだ会社として存続しておりますが、どういう構想を持っていらっしゃるのか、そういったことを参考にするために、ヒアリングしたりとか、そういった対応はされているようでございます。

○**井上委員** 部長に確認なんですけど、知事はこれについては大々的に、マニフェストを含めて、存続という形で発表していらしたわけですけど、知事との議論というのは、条例を出されたんだから、それはそうですよというふうにして私どもも思いたいんですが、そこは確認はきちんとされているんですね。議論はされた上での今回の提案ですね。

○**丸山県民政策部長** ということですか。

○**外山委員長** 関連とかはよろしいですか。では、議案については終了しますが、その他でございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**外山委員長** ないようですので、以上をもちまして県民政策部を終了いたします。執行部の皆様、御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

午後1時2分再開

○**外山委員長** 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案並びに報告事項等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○**山下総務部長** 総務部でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

今回御審議いただきます議案及び報告事項につきまして、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料によりまして御説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。平成20年度11月補正予算案の概要についてであります。まず、議案第1号関係でございますが、今回の補正につきましては、公共事業費等の国庫補助の決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置することとしたものであります。補正額は、一般会計で10億2,829万7,000円の増額となっております。一般会計の補正予算に係る歳入財源は、道路特定財源の暫定税率の失効期間（20年4月）における減収分の補てんとしまして、今回、臨時に交付されました地方特例交付金が5億8,826万9,000円、国庫支出金の3

億1,059万2,000円、繰入金1,493万6,000円、県債1億1,450万円であります。

2ページをお願いいたします。一般会計の歳出の款ごとの内訳でございますが、主なものを説明いたしますと、総務費が財政調整基金への積み立てで約5億9,000万円の増額、農林水産業費が緊急治山事業費などの補助公共事業などにより、4億円余の増額などとなっております。この結果、一般会計の予算の規模は5,662億5,286万円となります。

次に、戻っていただきまして、資料の目次をごらんいただきたいと思っております。2の特別議案関係でございます。議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」であります。これは、政治資金規正法の改正によりまして、同法に基づき、政治団体の収支報告書等の写しの交付を請求することができることとされましたことから、交付に要する手数料の規定を整備するものであります。

議案第8号「職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例」であります。これは、独立行政法人国際協力機構法の改正に伴いまして、関連する規定を整備するための改正を行うものであります。

次に、議案第9号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」であります。これは、日南市、北郷町及び南郷町の合併に伴う規定の整備と、希望する市及び町に権限を移譲するための改正を行うものであります。

次に、議案第15号「公の施設の指定管理者の指定」であります。これは、東京学生寮の指定管理者を指定することについて、地方自治法の規定によりまして県議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第32号「当せん金付証券の販売について」であります。これは、平成21年度の本県における宝くじの発売金額を平成20年度と同額の106億6,000万円以内とするものであります。

議案第36号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」であります。これは、平成20年の人事委員会勧告等を踏まえて、職員の給与に関する条例等の一部を改正するものであります。

次に、3のその他報告であります。本日、御報告いたしますのは、平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について外3件であります。

詳細につきましては、それぞれ担当課長・室長に説明をいたさせますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

私からは以上でございます。

○馬原総務課長 総務課でございます。

総務課は、特別議案について御説明いたします。

委員会資料の18ページをお願いいたします。議案第15号「公の施設の指定管理者の指定について」（宮崎県東京学生寮）についてでございます。

まず、1の指定管理者候補者でございますが、東京都千代田区に本社を置きますジャパンプロテクション株式会社で、平成18年度から20年度までの第1期の指定管理者でもございます。

2の指定期間でございますが、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間となります。

次に、3の指定管理者候補者の選定についてであります。(1)の公募の状況につきましては、本年の7月8日から2カ月間募集を行いまして、現地説明会には4団体が参加しました。最終的

には2団体からの応募がございました。

(2)の実施方法等についてでございますが、申請書類に基づきまして、1次審査を行った後、指定管理者候補者選定委員会において、各応募者のプレゼンテーション及びヒアリングによる2次審査を実施いたしました。なお、選定委員会の構成は、②のとおりでございます。

19ページ、(3)に選定基準及び審査項目、配点を載せておりますが、これにつきましては、6月の委員会で御説明させていただいた内容でございますので、説明は省略させていただきます。

(4)の審査結果でございますが、採点結果は、ジャパンプロテクション株式会社が358.3点で1位となっております。選定理由といたしましては、第1期の実績、事業計画等による施設の運営管理能力、それから、これまでの取り組みに加えまして、東京学生寮のパンフレット・ポスターの作成・配布、入退室管理システムの導入等、新たな提案が評価されたことによるものでございます。

最後に、4の指定管理料についてでございますが、3年間で2,731万8,000円となっております。なお、この額につきましては、提出議案書の6ページに債務負担行為補正の追加といたしまして、宮崎県東京学生寮管理運営委託費をお願いしているところでございます。

説明は以上でございます。

○岡村人事課長 人事課でございます。

お手元の委員会資料で御説明させていただきます。人事課関係は2件でございます。

まず、9ページをお開きください。初めに、議案第8号「職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正理由でございますが、独立行政

法人国際協力機構法の改正に伴い、関連する規定を整備するための改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございますが、県の条例で引用する独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第3号が1号ずれまして、第13条第1項第4号となったため、改めるものでございます。号のずれの修正だけであり、制度内容の変更はございません。

最後に、3の施行期日でございますが、公布の日であります。

続きまして、21ページをお開きください。議案第36号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正理由についてでございますが、平成20年の人事委員会勧告等を踏まえて、職員の給与に関する条例等の一部を改正するものであります。

次に、2の改正内容のうち、(1)の初任給調整手当の改正についてでございます。初任給調整手当は、民間の初任給との差を調整するために支給される手当でございますが、ことしの人事委員会勧告に基づき、医師に対する初任給調整手当の限度額を30万6,900円から41万900円に改正するものであります。なお、この初任給調整手当の支給額につきましては、人事委員会規則において具体的に定めることとされておりますので、今後、国の取り扱いが明らかになり次第、人事委員会規則の改正を行うこととしております。(2)のその他の改正についてでございますが、国に準じて関係規定の整備を行うものであります。

最後に、3の施行期日についてでございますが、初任給調整手当の改正については平成21年4月1日、その他の改正については公布の日から施

行することとしております。

人事課からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○西野財政課長 財政課でございます。

総務政策常任委員会資料の3ページをお開きください。今回お願いいたしております補正予算の一般会計歳入一覧でございます。真ん中の太線の中に今回の補正額及び補正後の予算額等を掲げております。まず、自主財源であります。1,493万6,000円の補正となっております。その内訳としまして、繰入金1,493万6,000円の増額となっております。次に、依存財源ですが、10億1,336万1,000円の補正となっております。その内訳としまして、地方特例交付金5億8,826万9,000円の増額、国庫支出金3億1,059万2,000円の増額、県債1億1,450万円の増額となっております。この結果、今回の補正の歳入合計は、10億2,829万7,000円となります。

次の4ページをお開きください。ただいま御説明いたしました歳入の科目ごとの内訳であります。まず、繰入金につきましては、1,493万6,000円の増額となっておりますが、これは、説明欄に記載しておりますとおり、基金繰入金として財政調整積立金の取り崩しが増額となったことによるものであります。次に、地方特例交付金につきましては、5億8,826万9,000円の増額となっております。これは、地方税等減収補てん臨時交付金の交付によるものであります。次に、国庫支出金につきましては、3億1,059万2,000円の増額となっております。内訳としましては、まず国庫負担金が2億3,271万2,000円で、農林水産業費の公共事業の増額によるものであります。また、国庫補助金が7,430万円で、林業・木材産業振興施設整備交付金の増額によるものであります。また、委託金につきましては

は、358万円で、食品残留農薬実態調査費の増額によるものであります。最後に、県債につきましては、1億1,450万円の増額となっております。これは、農林水産業債の公共事業に係るものであります。

以上が歳入の状況であります。

続きまして、財政課関係の補正予算について説明させていただきます。

平成20年度11月補正歳出予算説明資料の3ページをお開きください。財政課の11月補正予算は、5億8,826万9,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、929億1,003万4,000円となります。

それでは、補正予算の内容につきまして御説明いたします。5ページをお開きください。(事項) 財政調整積立金であります。これは、地方税等減収分の補てん、先ほどもありましたが、道路特定財源の暫定税率の失効期間中の減収につきまして、国の責任で全額穴埋めするものであります。今回、臨時に交付されました地方特例交付金を全額、財政調整基金に追加的に積み立てを行うものであります。この結果、平成20年度末の当該基金の残高は、70億3,975万3,000円となります。

次に、「当せん金付証券の発売」に関する議案につきまして御説明いたします。

議案書は103ページになりますけれども、説明のほうは委員会資料でさせていただきたいと思っております。委員会資料の20ページをお開きください。これは、平成21年度に予定しております全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県での発売金額を定めるに当たり、当せん付証券法第4条第1項の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。これにより、平成21年度の本県における宝くじの発売額は、106億6,000万円以

内とするものであります。

続きまして、報告事項、財政健全化判断比率等について説明させていただきます。

平成20年11月定例県議会提出報告書の5ページであります。まず、健全化判断比率についてありますが、4つの指標が掲げられておりますけれども、まず、実質赤字比率であります、財政規模に対する赤字額、これは実質収支の赤字を指しますが、この赤字額の占める割合であります、赤字でないために該当する数値はございません。次の連結実質赤字比率であります、これは、普通会計に企業会計等を含めた全会計の赤字額の財政規模に対する割合であります、これにつきましても、赤字でないために該当する数値はございません。次に、実質公債費比率であります、これは、公営事業の負債を含めた当該団体が負担すべき負債の財政規模に対する割合であります、12.2%となっております。次に、将来負担比率であります、これは、公営事業、公社、三セク等の関連会計団体を含めて、将来、本県が負担すべき負債の財政規模に対する割合であります、212.3%となっております。これは、いずれも、法に定められた基準、早期健全化基準でありましたり、財政再生基準、これらの基準に達しているものではございません。また、せんだって、9月議会で報告させていただきました暫定値の数値から変更はございません。

次に、2の資金不足比率についてであります、いずれの会計も、資金不足でないために該当する数値はございません。以上でございます。

○四本市町村課長 市町村課関係の議案につきまして御説明いたします。

常任委員会資料の6ページをお願いいたします。議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の

一部を改正する条例」について御説明いたします。

まず、1の改正の理由についてであります。昨年末の政治資金規正法の改正により、平成21年1月1日から、同法に基づき、政治団体の収支報告書等の写しの交付を請求することができることとされましたために、今回、写しの交付に要する手数料の規定を整備するものであります。

次に、下のほうの参考、政治資金に係る収支公開制度の概要をごらんいただきたいと思います。法改正に伴う収支公開制度の変更の概要であります。図の左側が現行の制度、右側が法施行後の来年1月1日以降の制度でございます。今回の条例改正に関係いたしますのは、表の太枠で囲んだ部分ということになります。現行法では、収支報告書等の閲覧の請求ができる規定しかございませんので、写しを交付する場合には、情報公開条例による公文書開示請求によりこれまで対応してきたところでございますが、法改正によりまして、同法に基づき報告書等の写しの交付を請求できることとなりましたので、写しの交付に要する手数料を新設する必要が生じたものであります。

なお、①の収支報告書等として閲覧あるいは写しの交付対象となるものは、政治団体の収支報告書、政党本部及び政治資金団体の監査意見書及び国会議員関係政治団体の政治資金監査報告書でございます。

2の改正の内容であります。手数料の内容は、表に記載しておりますとおり、1つ目の複写機により用紙に複写したものの交付については、情報公開条例と同額の用紙1枚につき10円、2つ目のスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付につい

ては、情報公開条例に同一の規定がございませんので、国の制度を参考に、光ディスク1枚につき100円、これに当該収支報告書等の写し1枚ごとに10円を加えた額としております。

次に、3の施行期日につきましては、法の施行日に合わせ、平成21年1月1日としております。

なお、7ページ及び8ページの条例の新旧対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、資料の11ページをお願いいたします。議案第9号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

これは、県から市町村への権限移譲を推進するための条例の改正であります。まず、1の改正理由についてであります。県では、これまで、住民に身近な行政サービスは、できる限り住民に身近な市町村で行うようにするため、県から市町村への権限移譲を進めてきたところであります。今回、日南市、北郷町及び南郷町の合併に伴う規定の整備と、希望する市及び町に権限を移譲するための改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。まず、(1)の新たに生じた土地の確認に関する事務であります。これは、埋め立て等により新たに生ずることとなった土地につきまして、その所在地及び面積を確認し告示するという地方自治法に基づく一連の事務であり、日南市、北郷町及び南郷町の合併に伴いまして、北郷町及び南郷町を移譲対象市町村から削除するとともに、小林市、えびの市、高鍋町、木城町の2市2町に新たに移譲するものであります。これにより改正後の移譲市町村数は計5市5町とい

うこととなります。次に、(2)の字等の区域の変更等に関する事務であります。これは、区画整理等によりまして市町村内の町や字の名称や区域を変更する際の一連の事務であり、(1)と同様に、北郷町及び南郷町を移譲対象市町村から削除するとともに、小林市、えびの市、木城町の2市1町に新たに移譲するものであります。これにより改正後の移譲市町村は計9市8町となります。

3の施行期日につきましては、市町村合併に係るものについては合併の日の平成21年3月30日、移譲市町村の追加に係るものについては平成21年4月1日としております。

次に、資料の14ページをお願いいたします。これは、現在の事務処理の流れと権限移譲後の事務処理の流れを図にしたものであります。これは、例えば、公有水面の埋め立てで生じる新たな土地の確認や、土地区画整理事業に伴う字の区域の変更などがある場合、今回の権限移譲により、図にありますように、県との事前打ち合わせや県への届け出が不要となり、市町村の内部で事務が完結いたしますので、迅速な事務処理が可能となり、県にとりましても、事務処理の合理化が図られるものと考えております。

なお、12ページ、13ページの条例の新旧対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

市町村課の説明は以上でございます。

○川野消防保安課長 消防保安課でございます。

委員会資料の15ページをごらんください。議案第9号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

1の改正理由でございます。火薬類取締法とガス事業法に基づく知事の権限に属する事務

の一部について、住民への利便性の向上や事務処理の効率化等の観点から、取り扱いを希望する市町村に権限を移譲するため、条例の一部改正を行うものであります。

2の移譲する事務の内容及び移譲市町村でございますが、まず、(1)火薬類取締法につきましては、煙火の消費に係る許可等の8事務、煙火というのはいわゆる花火のことではありますが、花火の打ち上げの許可等に関する事務につきまして、現在、10市町村に移譲していますが、えびの市と椎葉村を追加するものであります。次に、(2)のガス事業法につきましては、ガス用品の販売事業者に係る報告の徴収に関する事務等の3事務につきまして、新たに都城市に移譲するものであります。

3の施行期日につきましては、平成21年4月1日から施行することとしております。

次の16、17ページに新旧対照表をつけております。

消防保安課は以上でございます。

○加藤行政経営課長 行政経営課でございます。

委員会資料の27ページをお願いいたします。指定管理者候補者の選定結果についてでございます。先ほど、総務課長から東京学生寮の指定管理者の指定について御説明いたしましたけれども、私からは、今回の第2期指定全体の概要について御説明いたします。

まず、1の第2期指定の対象施設ですけれども、今回は第1期指定の62施設のうち、今年度末に指定期間が終了する57施設と、来年度から新たに制度を導入する4施設の計61施設でございます。

次に、2の選定結果ですが、公募により応募のあった者について、指定管理者候補者選定委員会において提案内容の審査を行い、最もすぐ

れた者を候補者として選定いたしました。今回は、対象とした61施設のうち25施設の候補者を選定いたしました。県営住宅36施設につきましては、現在まだ審査中でございます。指定期間は、3年とするものが20施設、5年とするものが5施設でございます。指定管理料の候補者からの提案額は、25施設合わせまして、指定期間中、平均年額で12億4,300万円余となっております。候補者からは、利用者へのサービス向上を図るため、開館日の拡大や利用時間の延長を初め、ここに記載のような提案がなされております。

3の今後のスケジュールですが、今議会で議決をいただきました後に指定の告示、指定管理者に変更がある場合は業務の引き継ぎを行い、来年4月1日付で県と指定管理者との間で管理運営に関する基本協定を締結する計画でございます。

次のページに25施設の候補者、指定期間などの一覧を掲載しております。

指定管理者候補者の選定結果については以上でございます。

続きまして、29ページでございます。平成21年3月30日付及び4月1日付の市町村への権限移譲についてでございます。

まず、21年3月30日付移譲分ですが、先ほど市町村課長からも説明いたしましたけれども、日南市、北郷町及び南郷町の合併に伴うものでございます。この合併は新設合併でありますことから、現在、3市町に移譲している346の事務を、いわゆる新日南市に改めて移譲するものでございます。

次に、21年4月1日付移譲分は、これも先ほど市町村課長と消防保安課長が御説明いたしましたけれども、その事務を初め、13市町村に127

の事務を移譲するものです。うち新規移譲事務は30事務でございます。

移譲事務の内訳は次のページに記載のとおりでございます。

私からの説明は以上でございます。

○後藤税務課長 税務課でございます。

31ページをお願いいたします。自動車税及び自動車取得税の身体障がい者等減免について御説明申し上げます。身体障がい者減免につきましては、自動車税、自動車取得税を全額減免としておりますが、その減免額に上限額を設け、上限を超えた部分の負担を求めるものであります。

減免制度の趣旨であります。身体障がい者の方が日常生活を営むに当たり、歩行することが困難である場合は、自動車が日常生活に不可欠の生活手段となっておりますので、その障がいを克服し、健全な者と同様の社会生活を営むことができるよう、一定の要件のもと、自動車税と自動車取得税を減免しております。

2の減免額の設定であります。現在、高価な自動車につきましても自動車税等を全額減免しておりますが、減免制度の趣旨や税負担の公平の観点から、社会通念上、障がい者の生活手段として真に必要な機能を有する自動車につきましては、これまでどおり全額減免し、その機能を超えるものにつきましては、減免額に上限額を設定し、上限額を超える部分について負担を求めよう見直しを行うものであります。

3の減免の上限額であります。自動車税は4万5,000円です。その理由であります。自動車の使用は障がい者の生活手段、すなわち社会参加を促進するための装具であるという減免制度の趣旨から、車いす等を積載するのに十分な容量と性能を持つ自動車は、2,500ccクラス

の大きさがあればその機能が備わっておりますので、2,500ccの税額であります4万5,000円です。導入している各県の状況につきましては、4万5,000円が大半でございます。また、4万5,000円を超える自動車は、減免対象となっている車両の1割程度であります。自動車取得税につきましては、自動車税に対応いたしまして、2,500ccクラスの平均的な取得価格であります250万円を上限額とするものであります。

4の障がい者団体に対する説明であります。宮崎県身体障害者団体連合会を初め、視覚、聴覚、知的、精神、肢体不自由、重症心身障害等の9団体に、上限設定の趣旨及び内容を説明いたしまして、御理解を得たところであります。

実施年度につきましては、周知期間を十分とりたいと思いますので、平成22年度から実施を考えております。

次の32ページの概要について御説明申し上げます。自動車税につきましても、納付の額の例であります。減免額のところをごらんいただきたいと思っております。2万5,000円から4万5,000円までの範囲内に減免になっている自動車の約90%が入っております。納付していただく額は、4万5,000円を超える部分、右側の網かけ部分になります。税額5万1,000円の場合は6,000円ということになります。

自動車取得税につきましては、250万円が上限額でありますので、250万円を超える部分に税率を乗じて算定した額が納付額ということになります。例えば、取得額300万円の自動車の場合は、300万円から250万円を引きまして、50万円に5%を乗じました2万5,000円が納付額となります。また、障がい者用に自動車を改造することがあると思っておりますけれども、改造費用につきましては、自動車の取得価格から除くことにな

ります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○外山委員長 執行部の説明が終了いたしました。まず、議案及び報告事項についての質疑をお願いいたしたいと思います。

○鳥飼委員 財政課長にわからないところが1つあるので、お尋ねします。資料の3ページに地方特例交付金で5億8,800万円というのが収入をされておるんですけども、その分は丸々積立金のほうに行きまして、1,493万6,000円を取り崩ししてあるんですけども、これはそういうルール化をしているのか、取り崩さないままに5億のところから崩して、残りを積み立てるという方法もあると思うんですけども、そこ辺の経緯を御説明をお願いします。

○西野財政課長 今回の補正に当たっての基金の取り扱いについてでございますが、それぞれ趣旨が異なるものでありますので、まずはその趣旨を明確にしたいと、これまでの運営上のやり方に沿ってもそのようにさせていただきたいと思っております。繰り返しになりますが、繰入金につきましては、今回、補正予算の歳出のほうで、例えば、災害復旧費用につきましても、一般財源から捻出する必要がございますが、対応する財源がございませんので、これをまず基金からの繰り入れによって賄うこととさせていただいております。

一方で、地方特例交付金は、先ほど申し上げましたとおり、道路特定財源の原資補てんということでございますが、これにつきましても、本来であれば税収であったり譲与税の減に伴う補てんですので、そちらを減額した上でこれを充てるという一つの考え方はございますが、税収や譲与税の額というのが年度末に改めて見積もりを立て直しまして補正を行うということで、

年度途中でもありますので、一たん、財政調整のための基金に全額積むということで、結論としましては、それぞれ財源不足を補う部分と新たな収入、これにつきましては、それぞれ趣旨が異なるものでありますので、別々に項目を立てて整理させていただいておるところでございます。

○鳥飼委員 わかりました。

次に、21ページの職員の給与に関する条例の一部を改正する条例なんですけれども、これは、議運のところでも議論になったと思うんですけども、ぜひ、そういうルール化されたものは事前に提出予定ですという説明を忘れないように、もう答弁は要りませんが、そこは特に念を押しておきたいというふうに思います。

議案とは直接関係ないんですが、これにちょっと関連するもので、職員の給与等で、勤務条件等なんですけれども、勤務時間が、人事委員会の勧告はどうなったかわからないんですけども、今、12時15分から1時というふうになっているんです。食事をして、走る人もおれば散歩をする人もおるが、外食もできんような状況で、非常に職員の勤務時間が窮屈になっているというか、今後、取り扱いについて御説明をいただきたいと思えます。

○岡村人事課長 今回の人事委員会勧告の中で、国のほうの勧告も盛り込まれまして、また、本県においても人事委員会の報告として盛り込まれております。国のほうも1日15分の短縮を実施するという事に決定しておりますので、その方向で、時間としては昼休みなのかどこなのかというのは、また今後、協議をしてまいりたいと考えております。

○鳥飼委員 そうしますと、実施時期は来年度というようなことで理解してよろしいんで

しょうか。

○岡村人事課長 実施時期等も含めて、今後また協議をしていくということで今、努めているところでございます。

○鳥飼委員 わかりました。非常に勤務時間が窮屈ですから、この間も中野委員から、健康管理のことで、追跡調査をするぐらいして職員の健康に十分注意をしてくださいというのがありましたので、そこはぜひ早目に実施をしていただきますようお願いをしておきたいと思います。

最後に、27ページ、指定管理者制度なんですけれども、詳しくはお聞きませんが、新たにといいますか、3年、5年というようなことになりまして、28ページに25施設、一番下は番号がついていないんですけれども、指定をされておるんですけれども、指定の変更があったところ、受託者といいますか、そこあたりを教えてくださいいただけますか。

○加藤行政経営課長 28ページの表で御説明いたします。この表の真ん中の欄に指定管理者候補者名というのがございますけれども、19番と20番ですけれども、候補者名が株式会社馬原造園建設となっております。この括弧内が第一期のときの指定管理者でございます。この19番、20番の施設が今回、候補者がかわっております。それから21番、阿波岐原森林公園、これもMPa rks+PHOENIX阿波岐原というグループでございますが、前回は園田グリーンセンターという会社でございました。この3施設が変更になっております。なお、11番が宮崎県川南遊学の森、これは新規でございます。かわったところは以上でございます。

なお、一番下の宮崎県総合運動公園、これは18番と同じ施設を分けているということで番号が

ついていないということでございます。

もう一つ、参考までですが、15番と16番、サンマリーングループということでございます。これは指定管理者候補者としては1期分と同じですけれども、グループ構成に一部メンバーの変更がございます。以上でございます。

○鳥飼委員 わかりました。

○外山委員長 それでは、その他の報告事項について何かございますか。

○中野一則委員 自動車税及び自動車取得税の身体障がい者等減免という説明がありました。このほかに自動車税、自動車取得税等を減免しているということはないんですか。

○後藤税務課長 身体障がい者減免についてはこれだけでございます。

○中野一則委員 この税金について、ほかに減免をしているようなことは何もないんですか。

○後藤税務課長 それ以外にもあります。例えば、福祉施設の福祉車両とか、そういうものについては減免しております。

○中野一則委員 それだけですか。

○後藤税務課長 それから、中古車販売業の商品車、展示してあるものについては一部減免しております。

○中野一則委員 今度、減免をいっぱいはないけれども、上限を定めましたが、それとの兼ね合いは、何も関係はないんですか。整合性はあるんですか。

○後藤税務課長 そう思っております。

○外山委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 それでは、ないようですので、請願の審査に移ります。新規請願である請願第12号「たばこ税増税反対についての請願」について、執行部からの説明はございますか。

○後藤税務課長 特にございません。

○外山委員長 そのほか、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 以上をもちまして、総務部を終了いたします。執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 46 分休憩

午後 2 時 2 分再開

○外山委員長 委員会を再開いたします。

午前中に引き続きまして、高千穂鉄道関連でもって少し質疑があるようございますので、再度来ていただきました。

では、早速ですが、委員の方から質疑をお願いいたします。

○米良委員 どうしても将来、禍根を残すようなことになっちゃいかんから、確認のためにもう一回おいでいただくこうということで、後は余り形式にこだわらずにいろいろ言わせてもらいたいと思います。午前中に言いましたけれども、撤去に充てるための基金条例ですが、沿線のある状況を見ますと、今ある 1 億 2,000 万円の金だけでは、とてもじゃないが、撤去費用は足りないと。そして、皆さんたちは今度は、それをどう活用するかということについても、いろいろ議論をしているような、有効活用ということでもありますけれども、それはそれとして、条例ができた段階と、それから高千穂鉄道がほうっておいたらことしいっぱいでなくなるという、それとの関連はどうなるんですか。条例を定めないとならんという今、せっぱ詰まった状況ですね。それと、高千穂線が 3 月いっぱい清算とか言ったじゃないですか。だから、今度の条例

改正という日程的なものがあると思うんですが、その理由というのはどう理解すればいいのか。

○渋谷総合交通課長 来る 12 月 28 日に高千穂線が全線廃止になる。これは今年の 12 月 28 日に国に榎峰—高千穂間の休止届を出しているんです。自動的に 1 年を経過いたしますと廃止になるということでございます。廃止になりますので、TR は鉄道事業者ではなくなるということでございます。ただ、依然として株式会社としては存在していますので、もうやれないわけですから、臨時株主総会をやって 1 月早々に解散の決議をいたします。その時点で会社は解散になって、その後、清算に入って行くわけです。清算の手続を 3 月いっぱいをめどにやりたいという予定にしております。それが一つの TR の流れでございます。

一方、今回の条例については、これまで TR と関係市町、それと県も入って、そもそも資産をどう取り扱うのかということについて、長い時間をかけて協議してまいりました。税の問題であるとか、円滑に清算を進めるとかいったような観点から、どうするのかと。午前中も申し上げましたが、資産については JR との協定の中で自治体以外にはだめということになっておることもありましたので、まだ 12 月 28 日までは事業者としてありますから、資産を処分することはできませんけれども、その日をもって関係市町に資産を寄附するということを合意したわけでございます。当然、それを合意する中で、撤去が必要となった資産についての費用をどうするのかということがもう一つあります。これについても、午前中、御説明申し上げましたとおり、県と関係自治体で費用を持ち寄って、それを財源にしましょうということでございます。

その際、どういう仕組みにするのかというこ

となんですけれども、一挙に財源を確保することが困難でございますので、それを計画的に平準化したような形でできんかどうか。そのためには基金を設置する必要があるのではないかとということで、しかも、関係自治体の調整とリーダーシップとかもありますから、県にその基金を設置しましょうというのが今回の条例の提案でございます。

なぜ、今回の11月議会なのかということなんです。今申し上げました、寄附をするということと不要施設の撤去費用をどうするかという仕組み、これはセットだと。12月28日をもって寄附を受けるので、12月28日の時点でそういう仕組みができ上がっておく必要があるという合意をしているわけです。もちろん、経営安定基金の受け皿としての必要性もございまして、これは2月議会では間に合いませんので、今回、11月に出ささせていただいたという関連でございます。以上でございます。

○米良委員 ほうっておいたら自然解散になってしまって客体がなくなってしまう、だから今度出すんだということ、それはわかりました。

それで、午前中も私は懸念として申し上げたんですが、これから拠出をしていくわけでありますが、果たしていつから拠出しなきゃならんのか、それがいつまでなのかという基本的なものがないと算出できないというのは午前中聞きました。将来的にそれが、資産を売却しても撤去費用にはほど遠い、足りない、足りないでずっときたときに、年次的にどのくらい出していくかということが——条例がずっと生きていきますから、そうなってくると今から莫大な金が、県も半分拠出しなきゃなりませんから、そういう点では非常に先行き不透明な拠出を強いられるという懸念がそこで出てくると思うんです。

それに対する拠出条例の性格というか、将来にわたってこの条例が生きてくるわけでしょうから、そういう懸念材料がそこで出てくると思うんです。その辺の心配があるんです。来年からか再来年からか、拠出をどのくらいするかわかりませんが、それが足らんから、じゃ、4年後、5年後、またどんどん拠出していかなきゃならんという、そういう事態に立ち至りはしないかということなんです。

○渋谷総合交通課長 御懸念の部分については理解できます。本当にどれぐらいかかるのかということだろうと思います。、そのことについては、午前中も申し上げましたが、協議会の中で早急に詰めていきたいと思っています。その際、期間をまず定めないといけないというふうに思っております。これを5年にするのか、10年にするのか、それ以上にするのかといったことも含め、それは資産の状況であるとか、財源の状況であるとか、そういったことも考えないといけないと思っています。そういう期間の中で施設を撤去していくわけですが、それに要する費用について見込む必要があるかと思えます。撤去の時期、費用の見込み、それを5年なり、もしくは10年なりという中で、平準化した形で毎年毎年積んでいくというふうに考えています。

協議会については、年明けたら早々に、何ぼ遅くとも年度内に立ち上げようと思っておりまして、早速、そういう協議に入っていこうというふうに思っております。

そうは言っても、何度も申し上げて恐縮なんです。とにか、TRから受けた資産の有効活用ということについて努力していかないかん。それは何をおいても、1億2,000万円という財源は確かにあるんですけれども、それにできるだけ近づけていって、それぞれの団体の財源負担

を減少させていくということに努力すべきだろうと思っております。以上でございます。

○米良委員 渋谷課長のおっしゃるのはよくわかるんですが、午前中にも、その1億2,000万円弱の今ある基金の範囲内で行われるという説明があったんです。だから、それと今おっしゃったことがうまく理解できるところがあるんです。

○渋谷総合交通課長 1億2,000万円の範囲内で行えるということは言い切れない。1億2,000万円の範囲内で行えるだけできるよなと思っております。ただ、新たな積み立てということは十分想定されますから、そういう場合について、いつまでの間に幾ら積み立てるかという積立計画を立てようということでございます。以上です。

○米良委員 最後にしますが、それなら結果を見ながら拠出金を補っていくという理解でいいんですか。

○渋谷総合交通課長 そういうことではございませんで、具体的に、あくまでも例えばということで話をさせていただきますが、平成22年度から5年間かけて施設を撤去するとします。いつ、何を、どれだけのお金をかけて撤去するかということについて具体化させます。5年間で総額幾らかかります、財源が今、少なくとも1億2,000万円ありますが、仮にこれじゃ足りないといいたします。その足りない部分を5年間で県と1市2町でできるだけ均等な額で積み立てていきますということでございます。

○米良委員 だから、私が懸念として持つていくことと、課長が今おっしゃったことはうまく合致するんです。その時々に応じて拠出していくと。1億2,000万円の範囲内で行いますというあなたたちの午前中の説明と今のとは違うと思うんです。必要に応じて積み立てていく、拠出し

ていくということなんでしょう。だから、私が懸念していることと今、課長がおっしゃったことは一緒だと思うんです。それが幾らになるかというのは、5年間でまだ未知数なんですね。そこ辺を一番懸念するわけです。条例としてはいいんです。まず条例化しなきゃ自然消滅をしていく、TRというのはだめになってしまうわけですから、さっき、それは理解したところですけど、その都度その都度、拠出していくということになりますと、それは莫大な金になって、どのくらい出すかというのは私もわかりませんが、相当出さないといかんとやないかなと、あの状況からすれば。

だから、撤去していく期間と撤去に要する内容的なもの、あのまま有効活用できるとは思っておりません。軌道敷ですから、高いところは4メートルも5メートルも埋め立ててあるところがありますし、場合によっては岡元駅あたりの1メートルぐらいのところもありますし、そのままレールを外して、ユンボか何か持ってきて取ってしまえば、1メートル弱のところもありますから、そこは宅地になるかもわかりませんね。そういうところは有効活用できたり、あるいは売却できたり、資産としてまたこれに充当することができるでしょうけれども、ほとんどのところは中山間地ですから、私の素人判断では資産価値としては余りないんです。私はそういう目で見えていますから。課長、あなたがおっしゃるのはわからんでもないんだけど、5年、10年の間に相当金を出さなきゃいかんことになりませんか。この条例が生きてくるわけですから、強制的に出すことになりませんかという確認なんです。あなたがさっきおっしゃったようなことと一緒に思うんですよ。その都度その都度出していくわけですから。違いますか。

○丸山県民政策部長 米良委員のおっしゃることはわかるんですが、結局、こういうことだろうと思うんです。1億2,000万円をとりあえずは高千穂町から県の基金に移して準備をしておく、それが前提というか、これが一番目なんですけれども、あと、この基金が何年続くのか、続かせるのかです。これを考えた場合に、沿線市町は財産を受けるわけですね。そうすると、沿線市町も受けた財産をそのままほうっておいたら何もなりませんね。沿線市町は、有効活用策を早くやればやるほど得ををすると思うんです。ほったらかしにしておいたら草がぼうぼう生えたり、どうせ摩耗が進むわけですから、金がかかってしまうわけです。今、高千穂町、日之影町も、行政も議会も活用委員会ができていますけれども、延岡市は行政のほうでできています、議会はまだということですが。そこらあたりの議論も、ほうっておくよりも早く有効活用策を考えたほうが、沿線市町にとっても利があるわけです。そういうことを考えていくと、その基金も余り莫大なものになるとは私は考えられないと思うんです。

○黒木委員 今言うように、活用の中で遊歩道をつくったと、遊歩道をつくるには上の線路だけを外す。上を舗装なりする。この舗装とかする場合は各自治体がやっていくわけですね。何かの事業を取り込んでやっていく。撤去する分だけにそういう費用がかかったというのを、今言うこの中から出していくということでしょう。そこ辺はわかるんですけど、ただ、譲り受ける部分が、延岡市の場合は、ある程度市街地の中で資産価値といいますか、評価の高いところですね。TRとJRが契約した中に、個人売却はできない、何かそういうことがうたわれていると。行政側が一遍受けて、今度は宅地化する場

合にはどうしても出しますね。そこ辺は大丈夫なんですか。宅地化する場合には売買だけするんですか。

○渋谷総合交通課長 寄附を受ければ普通財産になるわけですし、一般的に言えば、その普通財産について公共の用に供するというのが一般的なんだろうと思います。宅地化して、それを市みずから売却するということがあるのかどうなのか、その辺は想定していなかった部分もあるんですが、ただ、そういった話題の中で、延岡市自体がずっと走破したんです。線路の上をずっと歩いた調査の結果を伺っておりますが、延岡市の認識としては、線路ですから、細長いのがずっと続いているわけですね。しかも、道路沿いであるとか、山の間とか、山のふもととか、そういったところをずっと通っているわけです。ですから、彼らとしては、価値ある資産という意味では駅周辺かなとは言っています。ただ、この駅周辺の土地についても、地元からは、せつかく受けるんだから、公共施設としての活用ということでの要望が上がってきているということですので、延岡市として、資産価値が高いということを思って宅地にしてとかいったようなことは考えていないし、できないのではないかなというふうなことは伺ったことはございます。以上でございます。

○黒木委員 ということは、市町村から民間に売却というのは余り見込めないということですね。資産価値というのは、民間に売らなければ公共で持っている部分は同じようなことですね。公共でのさっき言ったような遊歩道だとか、自転車のロードだとか、そういうことに活用するというのであれば、上を外して、後の事業費は各市町で持つわけですね。そうなればそんなに費用はかからんのかなという気はするんです

よ。これを壊して高い部分を低く、そういう必要がなければそんなにかかからないかなという気はするんですけども、これから自治体も県と同じように負担があるわけですから、余り負担の大きくなるようなことは自治体も考えないと思うんです。自分ところの負担が大きくなるということになるわけですからね。そこ辺はこれから協議会の中で、できるだけ負担がかからないような方向での協議はされるのかなというふうには思うんですけども。

○中野一則委員 僕はかなりかかるんじゃないかなと思っているんです。1億2,000万円を努力目標として、その範囲内と言われたと思うんですけども、かなりかかるなという気がするんです。この使い方ですが、例えば、1億2,000万円を済むのであれば、3年間でそれを使い切ったとすれば、その後に拠出をするわけでしょう。

○渋谷総合交通課長 撤去計画の中で1億2,000万円の範囲内で3年間で済むということであれば、当然積む必要はないんですが、例えば5年計画としますと、その先の2年間に仮に一定の費用がかかるとした場合には、これはあくまで仮定ですが、4年目、5年目で2億かかるとして、4年、5年で2億をそれぞれ負担するというのは大変だから、そうしたら初年度からそれを案分した形で5で割って4,000万ぐらいずつ積んでいこうという考え方はあると思います。そういうことも含めて積立計画というものを立てていこうかなと思っているところでございます。

○中野一則委員 可能な限り有効活用をすることでさっき言われましたね。有効活用策の策定、あるいは撤去計画については中長期計画を立てるとも言われましたが、それは同時に策定というか、計画は立てられるわけですか。

○渋谷総合交通課長 もう一回お答えいたしま

すが、仮に3年間なり5年間の計画の中で、撤去費用が1億2,000万円しかかからないということがあったとすれば、新たな積み立てというのは発生しないというふうに思います。そういったところを協議会の中で十分協議して決めていこうというものでございます。

○中野一則委員 計画じゃなくて、午前中、可能な限り有効活用を図るということだったから、その計画の策定をするような話もされましたね。協議されるわけでしょう。その協議、策定のことと、撤去もどこかあると思うんです。その撤去計画、中長期でしたいという話でしたが、その計画はいつごろ、どういうふうにつくられるわけですか。

○渋谷総合交通課長 協議会でやりますが、年度内につくると言いました。でき次第、早速、かかってまいります。できるだけ速やかに、御懸念の部分も多いので、有効活用、それから撤去計画、これを樹立するように努力してまいります。

○中野一則委員 まだできていないわけですね。一つも入っていないんでしょう。入っていないところに、この基金条例で割り振ったのを立てられるということは、不足するという見通しだからつくられるんじゃないかなという懸念もあるんですけども、それはいいと思うんですが、今度は、拠出割合を県が50、延岡が25、高千穂15.5、日之影9.5と決められたんですが、まず県は、基金条例をすれば、この50%の拠出金はこの条例で拘束されるわけですか。

○渋谷総合交通課長 拠出割合というのは一応合意してしまして、仮に新たに財源を求めた場合には、県、市町、それぞれ予算をつくって、それぞれの議会で御審議いただかないといけないわけですね。ですから、条例の中にそれをう

たい込むということはなじまなかったものから、今回、条例の中でうたっておりませんが、県と関係沿線自治体とで覚書をつくることとしております。首長同士で覚書をつくります。その覚書の中にその割合をうたい込むという手続をしたいと思えます。

○中野一則委員 一言ずつ端的に答えもしてもらえればいいんだけど、発生することを仮定にしているわけだから、将来不足すると、2月議会か来年早々の議会かわからんけれども、1億円必要だとなれば、5,000万円が県の持ち分になりますね。その持ち分になる50%というのは、今回の条例の中で拘束されるんですか。その50%は県の持ち分ですよというのはどこで決められるんですか。

○渋谷総合交通課長 先ほど言いました覚書の中でうたい込んで、覚書によって拘束されるということでございます。

○中野一則委員 覚書というのは、議会はどこでそれをオーケーするんですか。

○渡邊県民政策部次長 条例事項じゃありませんので、首長同士の覚書でございますので、当然、予算を県は県議会、市町はそれぞれの議会、そこで審議がありまして、それはおかしいという話は出てくるわけです。でも、そのときは覚書を締結していますので、首長の責任といえますか、そういうものが発生するというので、そういう形になると思います。我々としては、今、首長同士の覚書でやるということで、かつ、それは条例事項には入っていないということです。

○中野一則委員 ということは、覚書はまだつくっていないんですね。

○渋谷総合交通課長 覚書は12月28日に締結する予定にしております。

○中野一則委員 ちょっと回りくどい質問をしてきましたが、というのは、延岡25、高千穂15.5、日之影9.5というパーセント、これを約束する担保、市町に対する担保、県は50%支払うから、あなたたちは、例えば高千穂は15.5ですよという担保、どこでそういう拘束というか、されるのかなと思ってですね。

○丸山県民政策部長 端的に申し上げますと、沿線自治体と県の信頼関係です。今の経営安定基金も条例にはその比率はたしかうたっていないと思います。それも覚書方式みたいなことでこの20年間やってきたわけですから、ずっとその割合で来ていますので、それは、それこそ、午前中申し上げましたように、県と沿線自治体の信頼関係ができておりますので、もし、例えば市町村のほうから崩すということになると、信頼関係が一挙に吹っ飛びますので、この条例自体が、存立の基盤が危うくなるというような格好になると思います。

○中野一則委員 だと思うんですが、県の場合は、基金条例をつくることで、ここに数字的に県が50%と載っているから、暗に、将来、拠出があった場合には、県の持ち分は50%だというのは我々も大体理解できます。ところが、この基金条例なるものは、県にある条例だから、市町はつくる必要はないと思うんです。市町はこの場面でこの負担をするというのが出てくるわけですか。というのは、私はどうも、延岡あたりは余り処分するようなものはない、高千穂は多いような気がするんですね。その場合に、市町お互いに錯誤というものが発生しやせんかなと思うんですが、そういうことはないんですか。

○丸山県民政策部長 おっしゃることはよくわかりますけれども、それはないと私は確信して

います。

○中野一則委員 その辺、県、市町の一つの信頼関係があるんでしょうね。それをまた議会も素直に認めるということなんでしょうね。

○丸山県民政策部長 現在ある経営安定基金も、県も単年度、単年度で3,000万ですから、1,500万、沿線市町も1,500万ずつ拠出してきておる実績がございますので、そこは当然、この基金についてもそういう割合でいけると私は確信をしております。

○中野一則委員 あと一点、災害が発生して、まだ残骸か何かあるんですか。

○渋谷総合交通課長 五ヶ瀬川を渡っている鉄橋が2つぐらい落ちたんですね。その除去については平成19年度中に終わっております。橋脚も取り外しをしております。

○中野一則委員 そういうものは何もないんですね。沿線上の施設だけが残っているということですか。

○中村委員 さっきの言い方で、信頼関係という言い方はまずいんじゃないですか。覚書を交わすんだから、法的に拘束力があるわけだから、ただ信頼関係と言うと、また誤解を招くんじゃないですか。

○丸山県民政策部長 当然、覚書を結びますので、その覚書の割合分を各沿線市町の議会に上げていただくということの信頼関係、そこを申し上げたつもりでございます。

○中野一則委員 そのパーセントは、まだ表には出ていないけれども、裏と言うといかんけれども、大体協議をされているわけでしょう。

○丸山県民政策部長 19年の2月に合意をしております。

○中野廣明委員 今、聞いておったら、有効利用は有効利用でいいけど、要は、取っ払うのは

レールと鉄橋、鉄橋が何本あるんですか。

○丸山県民政策部長 長いものから短いもの、約100あります。

○中野廣明委員 100もある。問題はそれですね。

○外山委員長 そこも含めて使えれば使ってくれということでしょう。

○米良委員 12月28日までに結局は全線、延岡、日之影、高千穂が寄附を受けるわけでしょう。例えば、延岡はこの区間寄附してください、高千穂はこの区間寄附してくださいという部分的な寄附を受けるわけですか。今から協議の結果でしょうか。その辺はどうなっておりますか。

○渋谷総合交通課長 寄附については、TRと各自治体で契約を結びます。その中に当然、細かく、こういうもの、こういうものという財産を入れます。トンネルがたまたま町境にあるものがあります。これについては、境でそれぞれ分けて寄附すると。お互いに協議するような格好になりますけれども、財産部分はそういう形で分けて譲り受けます。

○米良委員 それぞれの市町ごとに寄附を受けるという理解でいいと思いますが、もし、ここ辺は要らん、ここ辺は寄附は受けんでもいいというのは、残る可能性はないですか。

○丸山県民政策部長 それは合意済みでありますから、ありません。

○鳥飼委員 ちょっと確認させてください。例え話で5年か10年かという話もあったんですけども、10年か20年かということもあり得ることですか。譲渡を受けて、どうするかというのを決めるのに、町民の皆さん、市民の皆さんの意見を聞くのに1年ぐらい要るのかなと。どうするかと言ったら2～3年あれば何とか鉄橋も含めてというような感じもしないでもないんですけど、課長の話を知ると、5年、10年

というような例え話をされるものですから、さっきは納得しておったんですが、ちょっと確認したいんですけど。

○**渋谷総合交通課長** 一応、中長期的というふうに申し上げております。中と言ったときには大体3～5年かなと、長期となると少なくとも5年かなと。いずれにしても、この期間については、早急に協議会の中で決めさせていただこうというふうに思っておりますので、また決まり次第、何らかの形で……。

○**鳥飼委員** もう一つですけれども、橋脚は有効利用するとすれば、例えば遊歩道という有効利用の仕方もありますし、撤去となれば全部取っ払って渡れないようにするという処分がありますね。そういう理屈でいくと、まくら木は撤去する、レールも撤去するということになると思いますね、恐らく後は使えないでしょうから。駅舎も撤去してくださいと。更地になる。財産は市町に分だから、撤去した後、立派になった後に何かつくらせてもらうというようなことも出てくるだろうと思うんですね。それはあろうと思うんですけれども、トンネルを撤去することになるとどんなになるんですか。

○**渋谷総合交通課長** トンネルについては、撤去ということはできかねますので、さくをするなりして安全策を講じる、既に一部そういった形で取り組んでいるところでございます。

○**鳥飼委員** わかりました。

○**外山委員長** 以上で県民政策部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時39分休憩

午後2時43分再開

○**外山委員長** 委員会を再開いたします。

請願第4号、第6号及び第7号の審査に移りますが、これらの請願について、何か御意見はございませんか。第4号「高鍋土木事務所存続に関する請願」、第7号「串間土木事務所存続に関する請願」、第6号「保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済を保険業法の適用除外へと求める請願」、この3点でございます。何か御意見はございますか。

○**黒木委員** たばこ税は、きょうの新聞だったか、1本9円上げる予定だったけれども、今回は見送るといようなことが出ていましたね。

○**外山委員長** 上げない方向で決定しましたか。いずれにしても将来にはやると。

それでは、以上をもちまして請願第4号、第6号及び第7号の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時45分休憩

午後2時46分再開

○**外山委員長** 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、明日、行いたいと思います。

開会時刻は13時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**外山委員長** それでは、そのように決定いたします。

最後になりますが、そのほか、何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**外山委員長** 何もありませんので、本日の委員会を終了いたします。

午後2時46分散会

平成20年12月12日（金曜日）

午後1時34分再開

出席委員（9人）

委員	長	外山	衛
副委員	長	新見	昌安
委員		米良	政美
委員		中村	幸一
委員		黒木	覚市
委員		中野	一則
委員		中野	廣明
委員		鳥飼	謙二
委員		井上	紀代子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

総務課	主幹	黒田	渉
議事課	主査	湯地	正仁

○外山委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。議案につきましては、議案ごとがよろしいですか、一括がよろしいですか。

〔「議案ごと」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 暫時休憩いたします。

午後1時35分休憩

午後1時35分再開

○外山委員長 委員会を再開します。それでは議案第6号を除き、一括して採決いたします。

議案第1号、第3号、第7号、第8号、第9号、第14号、第15号、第32号、第36号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

○外山委員長 全会一致によって、議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号についてお諮りいたします。

第6号につきましては、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○外山委員長 挙手多数。よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

まず、請願第4号「高鍋土木事務所存続に関する請願」の取り扱いはいかがいたしましょうか。

○米良委員 我々も長い間、行革を標榜してきて、特に、県においては人員削減のさなかにある中で、高鍋も串間も、どういう範囲内でこれを廃止にしようとするのか、そこあたりの範囲がまだ明確ではありませんし、かといって、これを認めないわけにはいきませんが、請願の採決をお願いしたいと思いますけれども、将来にわたって、串間の土木も高鍋の土木も規模的にこのままいくのか、あるいは縮小して存続するのか、恐らくそこらあたりを明確に出せる時期が執行部から来ると思うんです。その辺を見きわめながら、我々もまた協議をしていかなきゃならないと思いますから、今回の場合は請願の趣旨については賛成しますが、将来にわたるいろんなこれからの改革のあり方等については、十分我々の範疇で協議をする必要があるという附帯決議みたいな、そういうものはつけ加えていいかなと思いますけど、その辺はどうですか。皆さんの御意向をお聞きしてください。

○外山委員長 何か御意見はございますか。こ

これは、あくまでも現時点において存続を希望するという意味合いでの請願でございますので、将来起こり得ることの議論はまた別問題でありますから。

○米良委員 一応、そういうことがあったということだけ……。

○外山委員長 それでは、請願第4号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 請願第4号については採決との意見がありますが、この際、請願第7号についても一緒に採決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 それでは、請願第4号並びに第7号の賛否をお諮りいたします。

請願第4号並びに第7号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○外山委員長 全会一致によって、請願第4号並びに請願第7号は採択とすることに決定いたしました。

引き続きまして、請願第6号「保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済を保険業法の適用除外へと求める請願」の取り扱いにつきましては、いかがいたしましょうか。何か御意見はございますか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 請願第6号につきましては、採決との意見がございますので、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 それでは、請願第6号の賛否をお諮りいたします。

請願第6号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○外山委員長 挙手少数。よって、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第12号「たばこ税増税反対についての請願」の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 請願第12号につきましては、採決との意見がございますので、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 それでは、請願第12号の賛否をお諮りいたします。

請願第12号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○外山委員長 全会一致によって、請願第12号は採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「県民政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 御異議ございませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として、特に御要望等がございますか。

○米良委員 議案第6号の高千穂線の件につきましては、いろいろ議論をしたこと等も含めて、

懸念されることがたくさんございますから、そういうことを正副委員長で再吟味いただきまして、附帯決議する部分を含めて、十分中身に盛り込んでいただくようお願いいたします。

○外山委員長 この件につきましては、議論がいっぱいありましたけれども、最終積立額を明示できない理由については、多額の財政負担がかからないように、まずは有効活用に努めることとしているという説明、現時点で撤去施設が特定できないこと、なお、沿線市町でも既に有効活用のための検討委員会等も立ち上がっていること等、執行部から説明がありました。これについては一応納得できると思います。ただ、委員から指摘がありましたように、この基金がずるずると続いて、将来、撤去となったとき、結果的に財政負担を強いられるのはよくない。また、トンネルや橋などの施設については、できるだけ有効活用するということなので、今回の撤去のための基金もそう長く置くものではないという理解をしております。したがって、沿線市町で有効活用策を早く決め、それに合わせて撤去計画を早期に策定して、基金で対応する撤去施設、その撤去費用、さらには積立期間を明確にし、県民の不安を払拭する必要があると考えます。ここがポイントですけれども、この基金については、その役割を見据えて、撤去の状況等も踏まえた上で、必要となればそのあり方について見直しを検討すべきである。最後に、当委員会の総意として、撤去計画については、有効活用策とあわせて策定過程で随時、公表等を行い、広く民意並びに議会に反映することを求めるような形でもってまとめたいと思います。委員長報告は、この中から抜粋してある程度まとめたものを盛り込んで、要するに、皆さんの御意見を十分反映するような形での委員長報告

になるかと思えます。

○鳥飼委員 私もそういう意味では同感ですが、ただ、金額のトータル、期間が明示されていないという不安を払拭できないという意味で、委員長報告に盛り込んでいただきたいと思うのは、「議案の熟度が不足しているという意見があった。でも多数決で決した」ということを入れていただきたいと。

○外山委員長 条件つきでもって認めたということですね。

○鳥飼委員 一番不安なのは、いっぱい出たけれども、箇所数もはっきりわからない、撤去の費用もわからない、期間もわからないと。やはり知事の公約にかかわる部分であるということ、その辺は慎重に向こうも提示をすべきだったと思うものですから、そういう意味で私どもは、議案としての熟度が不足をしていると、まだ練り方が足りないということを指摘しておきたいと思います。そういう旨も委員長報告に入れておいていただきたいと思います。

○中野一則委員 撤去計画を議会にも何とかと言われたですか。

○外山委員長 委員会で話をされたように、来年早々には協議会ができますので、その過程において、なるべく早く提示するように要望するということです。

○中野一則委員 撤去計画は10年のものもあり得るわけですか。

○外山委員長 それも含めて、どういうものがあるのか、議論するわけです。だから、早く出してくれと。

○中野一則委員 課長がはっきりと中長期計画と言って、中期は3年ないし5年、長期は10年と言われたから、10年はかかるということを説明の中で言っているわけですね。10年もあると

いうことですね。

○外山委員長 そうとれますけどね。しかし、それが提示されないことには前に進みませんもののね。

○中野一則委員 少なくとも10年はかかるというのをわかっているわけかな。

○外山委員長 暫時休憩いたします。

午後1時48分休憩

午後1時50分再開

○外山委員長 委員会を再開いたします。

そのほか、何か御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見等を十分参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 では、そのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時50分休憩

午後2時1分再開

○外山委員長 委員会を再開いたします。

1月28日の閉会中の委員会につきましては、休憩中の協議のとおりの内容でもって委員会を開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山委員長 以上で委員会を終了いたします。

午後2時1分閉会